

総務常任委員会会議録					
日　時	平成２６年　３月１４日（金）	開　　　議	午後　１時００分		
		散　　　会	午後　５時５９分		
場　所	第２委員会室				
議　題	付託案件				
出席委員	前田委員長、秋元副委員長、成田・小貫・鈴木・酒井・ 林下各委員				
説明員	教育長、総務・財政・教育各部長、総務部・教育部両参事、 会計管理者、消防長、選挙管理委員会事務局長、 監査委員事務局長　ほか関係理事者				
別紙のとおり、会議の概要を記録する。					
委員長					
署名員					
署名員					
書　　　記					

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、小貫委員、林下委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、理事者より報告の申出がありますので、これを許します。

「市立学校教員の逮捕について」

○教育部長

市立学校に勤務する教員が大麻取締法違反により逮捕された件につきまして報告いたします。

平成26年3月3日午後5時ごろ、札幌市白石区において、市立桜小学校吉成厚人教諭が、大麻を含有する植物片約3グラムを所持していた容疑で、知人とともに逮捕されました。さらに、本日3月14日10時ごろ、覚醒剤使用の容疑で再逮捕されました。当該教員は平成25年4月、北海道教育委員会に採用され、市立桜小学校に赴任し、5年生の学級担任として勤務しておりました。教育公務員は日ごろより、より高い倫理観を持って職に当たるべき立場であることは言うまでもないことでありますが、小樽市内の教職員が一丸となって、学力向上をはじめとする教育の活性化に取り組んでいるさなかに、現職の教員が薬物所持で逮捕されるという事態については、まことに遺憾であります。

この間の経緯についてであります。逮捕当日、札幌白石警察署から、当該教員逮捕の報が午後5時40分に学校に入り、その後すぐに学校から教育委員会に報告がありました。教育委員会では、事務局から教育委員に事件の概要についての速報を伝え、情報の共有化を図りました。学校では、当日夜、直ちに職員会議を開き、翌日からの担任の交代など善後策を立てるとともに、教育委員会では、逮捕翌日に職員を学校に派遣し、マスコミの対応や児童のケア対策などについて、学校と一体となって対処する旨の協議を行いました。3月4日夜に当該教員が担任するクラスの臨時保護者会を開催し、学校長から逮捕の事実経過と今後の対応について保護者に説明し、その席には教育委員会職員も同席して、保護者の質問などに答えました。当該校の児童には、3月5日の全校集会で学校長から説明をいたしました。3月7日夜には、全校の保護者を対象とした説明会を開催し、同様に学校と教育委員会から、逮捕の事実経過と今後の対応について説明したところであります。

教育委員会では、3月4日の午前に開催された市内全校の校長が参加する校長会議で本件を報告し、教育長から、教職員の服務規律の徹底と報道発表などで子供たちの間に動揺が出ないような配慮について指示をいたしました。子供のケア対策として、3月5日から学校にスクールカウンセラーを派遣、常駐させて、子供及び保護者からの相談を受ける体制をとっており、当面、今学期いっぱい継続することとしております。

今後の対応であります。具体的には、3月18日に予定しております教育委員会第3回定例会で、改めて事件の概要とこれまでの取組について報告するとともに、全教職員向けにメッセージを発出する方向で協議をしまいたいと考えております。教育委員会といたしましては、教職員に対し、教育公務員として私生活を含む高い倫理観への意識の啓発を促すとともに、当該学校の児童に対するケア対策を十分に行い、子供たちが安心して学校生活を送ることができるよう万全の支援体制を整え、教育に対する信頼回復に努めてまいりたいと考えております。

○教育長

ただいま、教育部長から今回の事故について説明を申し上げましたが、私から一言おわびを申し上げたいと存じます。

教員という立場にあるものが大麻所持で逮捕、さらに覚醒剤使用で再逮捕されたことはまことに遺憾であり、子供たちや保護者の方々に多大な御迷惑、御心配をおかけしたことに對し、教育委員会としても大変申しわけなく思っております。ここ何年かは、会計検査院の指摘を受けたことを踏まえ、教職員の服務規律に関し調査を継続しな

がら、服務規律の保持・徹底を図ってまいりました。今はそこから立ち直り、小樽の教育の活性化のためにさまざまな取組を進めながら、新年度に向けて気持ちを新たにしていたやさきでございました。まことに残念な結果でございます。

しかし、私どもとすれば、ここで立ちどまるわけにいかず、さらに前へ進んでいくために、今回の事件を一つの教訓として、公私にわたってより高い倫理観を持ち、二度とこのような事故を発生させないことはもちろんのことではありますが、子供たちの未来のために、教育委員会と学校が一体となって、全力を挙げて取り組み、失われた信頼を取り戻してまいりたいと考えております。これまでと同様、本市の教育の推進について、御理解と御協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

このたびは、まことに申しわけありませんでした。

○委員長

「平成26年第1回石狩湾新港管理組合議会定例会等について」

○（総務）企画政策室山本主幹

平成26年第1回石狩湾新港管理組合議会定例会が去る2月17日に開催されましたので、その概要について報告させていただきます。

提出された議案につきましては、2月13日に開催した当委員会において報告いたしました平成26年度一般会計予算、平成26年度港湾整備事業特別会計予算、平成25年度一般会計補正予算（第1号）、平成25年度港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）の予算に関する4件と、港湾施設管理条例、入港料条例、諸収入金の徴収に関する条例の一部改正に関する3件、西地区の土地取得にかかわる財産取得に関する件の計8件であり、それぞれ原案どおり可決されました。

また、報告事項につきましては、一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について専決処分報告があり、承認されました。

○委員長

「色内小学校閉校後の跡利用について」

○（総務）企画政策室佐藤主幹

学校適正配置に係る学校の跡利用につきましては、昨年3月末に閉校となった若竹小学校及び祝津小学校のほか、平成28年4月に統合予定の色内小学校、北手宮小学校及び塩谷中学校について、学校跡利用の基本的な考え方に沿って検討を進めておりますが、昨年9月の委員会以降、色内小学校閉校後の跡利用について、市としての活用方針案を取りまとめましたので報告いたします。

昨年6月、色内小学校に関する統合実施計画が決定され、平成28年4月に統合される予定となり、庁内においてその跡利用について検討を進めておりましたが、昨年9月に北海道から各自治体宛てに道営住宅整備活用方針が通知され、市内中心部に適地があれば郊外の道営住宅を建て替える意向が示されました。

この方針を受け、本市にとって居住ニーズの高い中心部に公営住宅が建設されることは、まちなか居住の推進につながり、良好な住環境の形成が期待できることから、庁内の学校再編に伴う跡利用検討委員会で協議した結果、色内小学校閉校後の跡地につきましては、道営住宅の候補地として北海道へ要望する方針で進めることといたしました。

今後は、色内小学校校区内の町会や色内小学校の保護者の皆さんへ、道営住宅建設の候補地とすることについての市の考えを伝えるため、3月24日にいなきたコミュニティセンターで説明会を開催し、地域の皆さんの御意見を伺った上で、閉校後の跡利用を進めてまいりたいと考えております。

○委員長

「第6次小樽市総合計画後期実施計画」（確定版）について」

○（総務）企画政策室薄井主幹

第 6 次小樽市総合計画後期実施計画を取りまとめましたので報告いたします。

配付しております資料をごらんください。

「1 「平成25年12月現在案」からの変更点」についてであります。別冊として添付しております計画書の前書きとして、後ほど説明いたします計画の考え方や後期実施計画事業費総括表を掲載したほか、平成26年度予算編成などを踏まえ、各事業の実施年度と後期事業費計を掲載いたしました。なお、新たに追加若しくは削除した実施計画事業はありませんでした。

その下にあります「確定版のレイアウト」をごらんください。

左から「事業名」「事業概要」、その隣が新たに掲載しました「実施年度」と「後期事業費計」でございます。

次に、資料にあります「（1）「Ⅰ計画の考え方」について」と「（2）「Ⅱ後期実施計画事業費総括表」について」は、別冊のピンク色の表紙の計画書で説明いたします。

計画書 1 ページをごらんください。

「Ⅰ 計画の考え方」として、「1 計画策定の趣旨」「2 計画の期間」のほか、「3」の「（3）事業費について」では、「3）」として、事業費の算定に当たっては現行の制度を基準としていること、「4）」として、事業費の額については、本市の財政状況のほか国の制度変更や社会情勢の動向などを踏まえ、各年度の予算編成で決定することを記載しております。「（4）実施年度について」では、小樽市中期財政収支見通しを踏まえ、経費等の見直しや歳入の確保などの行財政改革に向けた取組の進捗状況を見極めながら決定することを記載しております。

おめくりいただきまして、2 ページをごらんください。

「4 計画の推進に当たって」の「（1）」では、「まちづくり 5つのテーマ」別に、後期実施計画期間中の主な事業を掲載しております。「生涯学習」では学校施設・設備改修事業や子どもの読書活動推進事業などを、「市民福祉」では市立保育所施設整備事業や市立病院統合・新築事業などを、「生活基盤」では（仮称）北海道新幹線新駅周辺まちづくり計画策定事業や消防署所適正配置事業などを掲載しております。また、「産業振興」では企業立地推進事業や東アジア圏観光客誘致推進事業、第3号ふ頭及び周辺再開発事業などを、「環境保全」では廃棄物最終処分場拡張整備事業や小樽公園再整備事業などを掲載しております。

「（2）実施に向けて条件整理が必要な事業や新たな事業の取扱い」では、小・中学校の適正配置、新・市民プールの建設などについては、それぞれの課題の解決や本市財政の健全化などの条件が整い次第、その事業の計画的な推進に努めること、また最後の段落では、本実施計画期間中に新たに必要となる施策や事業が生じた場合には、その緊急性や事業効果などを勘案し、弾力的に対応することを記載しております。

3 ページには、「Ⅱ 後期実施計画事業費総括表」として、「まちづくり 5つのテーマ」別に、事業費計と財源内訳を、現行の制度などを基準に、参考値として掲載しております。

資料にお戻りいただきまして、1 ページの「（3）実施計画事業「事業概要」の主な変更点」でございます。

上から、「①『学力定着推進事業』」につきましては、「音読活動の推進。商大生による各学校への学習支援」を、「②『地域と連携した教育推進事業』」では、「小樽イングリッシュキャンプの実施」を、「③『児童虐待防止対策事業』」では、「子育てトレーニング教室の開催」を、「④『小樽市耐震改修促進計画の推進』」では、「市有建築物の計画的な耐震診断実施、民間の大規模建築物所有者に対して耐震診断費用の一部を助成」を追記いたしました。また、「⑤『災害応急活動等推進事業』」では、「小樽市地域防災計画修正（津波避難対策・原子力災害対策等の追加）の検討」を、「⑥『消防署所適正配置事業』」では、「消防署長橋出張所と塩谷出張所を統合した新庁舎をオタモイに建設」を、「⑦『観光資源の整備・観光拠点の振興』」では、「「小樽の森」事業の実現化に向けた施策の検討」を追記いたしました。

おめくりいただきまして、2 ページをごらんください。

一番上から、後期実施計画の「（１）まちづくり 5 つのテーマ別事業数」、「（２）新規事業」、「（３）すでに実施しているが、後期実施計画から登載する事業」、「（４）後期実施計画で事業名を変更した主な事業」をまとめておりますが、記載のとおり、12 月現在案から変更はございません。

なお、各事業についての報告は、時間の関係もあり、省略させていただきます。

○委員長

「固定資産税の誤賦課、市・道民税の還付加算金の支払い漏れについて」

○（財政）税務長

昨年 12 月に公表いたしました固定資産税の誤賦課及び市・道民税の還付加算金の支払漏れについて報告いたします。

資料をごらんください。

初めに、「1 固定資産税（償却資産）の誤賦課」についてです。

平成 20 年度税制改正により、機械及び装置の耐用年数が見直されましたが、21 年度以降適用していない納税義務者がいることが判明し、21 年度から 5 年間の課税額に誤りがあったものです。

原因は、償却資産は申告制ですが、賦課決定に当たっても納税義務者からの申告に基づき取り扱うものと誤って解釈していたためです。

各年度の誤賦課の状況ですが、21 年度から 25 年度までの 5 年間で還付と追徴が必要となる税額は、それぞれ資料に記載のとおりですが、この数値につきましては、昨年 12 月の公表後に再度課税内容等を精査したことにより、公表した数値と異なっております。資料には記載しておりませんが、還付分で 259 件、180 万 4,200 円減少し、追徴分では 38 件減、金額は 51 万 7,400 円の増額となりました。

納税義務者への対応ですが、2 月 17 日に納税義務者宛て、本件に関するおわびと還付又は追徴がある旨記載した書面を送付し、追徴となる納税義務者には、3 月 11 日に税額決定通知書を送付いたしました。

なお、還付につきましては、還付口座の届出を受け、3 月 20 日に還付処理を行うこととしております。

次に、「2 固定資産税（家屋）の誤賦課」についてですが、昨年 4 月、固定資産税・都市計画税の納税通知書を送付したところ、既に取り壊した物置や車庫などに固定資産税がかかっている旨の申出があり、判明したものです。

原因は、近年、実地調査の主眼が、主たる建物、母屋等ですけれども、主たる建物の確認を中心としたものとなり、附属家の確認が漏れたものであります。

誤賦課となった附属家の課税状況等についてですが、昨年実施の実地調査において 430 棟の取壊しを確認しました。また、納税義務者から申出のあった 13 棟を含め、合計で 443 棟を確認いたしました。次のページに移っておりますけれども、このうち 25 棟につきましては、免税点以下又は減免の対象で、実質課税されません。また、44 棟は 25 年 1 月 2 日以降の取壊しで、25 年度は課税されるものであります。結果としまして、還付対象となる棟数と納税義務者数は、374 棟、328 人となりました。

納税義務者への対応ですが、11 月と本年 1 月の 2 回、おわびの文書と取壊し年次の確認の文書を送付し、確認文書の送付を受けたものから順次還付処理を行っております。3 月 11 日現在、182 人、99 万 5,300 円の支払処理を終えております。

次に、「3 市・道民税の還付加算金の支払い漏れ」についてですが、市・道民税の税額を減額し、還付される際に、税額とあわせて支払う還付加算金の算定の起算日を誤り、還付加算金に支払漏れがあることが判明したものです。

原因は、確定申告書の提出を所得税の更正と混同し、地方税法の規定の適用を誤ったためです。

各年度の未払額につきましては、資料に記載のとおりですが、20年度分につきましては、未払の還付加算金がある旨通知を行った本年 1 月 17 日の時点で、既に時効となったものがあることから、昨年 12 月に公表した数値に比べ、人数で 43 人、金額で 14 万 1,600 円減少しています。3 月 11 日現在、309 人、188 万 8,400 円の支払処理を終えております。

最後に、「4 再発防止策」についてでありますけれども、今回の事案は、いずれも関係法令等の確認不足とその理解不足によるものであることから、改めて法令の確認とこれらの業務に関するマニュアルを整備するとともに、今回の事案の検証を行い、課題を把握し、さらにチェック機能を強化するなど改善策を策定し、再発防止に努めてまいります。

このたびの件で納税者に御迷惑をおかけし、また、市民の皆様方の市政への信頼を損なうこととなりましたことを心からお詫び申し上げます。

○委員長

「平成 26 年度学校給食費について」

○（教育）学校給食センター副所長

本市の学校給食についてですが、食材価格の動向や平成 26 年度における消費税率引上げ等を勘案し、このたび平成 26 年度の学校給食費を改定することといたしましたので、その内容について報告申し上げます。

資料をごらんください。

「1 提供する給食について」。

本市の学校給食は、文部科学省の学校給食摂取基準に沿って、栄養所要量の確保を図ることとしています。主食のパンは週 2 回、御飯は週 2 回、二、三品のおかずとともに提供しています。麺類、うどん、ラーメン、スパゲッティ、焼きそばは週 1 回、1 品のおかずとともに提供しています。また、主食やおかずで不足するカルシウムを補うために、牛乳を年間 185 回、ドリンクヨーグルトを年間 5 回提供しています。

「2 学校給食費について」。

「（1）平成 26 年度の学校給食費」。

平成 26 年 4 月から、学校給食費を表 1 のとおり改定します。これは、主に消費税率引上げの影響によるもので、小学校低学年では月額 3,760 円となり、改定前に比べ 110 円、率にして 3.01 パーセントの上昇となります。同様に、小学校高学年では月額 3,860 円となり、110 円、2.9 パーセントの上昇、中学校 1、2 年生では月額 4,660 円となり、160 円、3.56 パーセントの上昇、中学校 3 年生では月額 4,530 円となり、150 円、3.42 パーセントの上昇となります。なお、月額は、給食 1 食当たり単価に年間給食回数 190 回、中学校 3 年生は 185 回、こちらを掛けた額を、12 か月で割って算出しております。

「（2）学校給食費の積算」。

初めに、「① 種類別 1 食当たり単価」ですが、小学校高学年を例に説明します。

表 2 をごらんください。

パン及び御飯については、北海道学校給食会と供給契約を結んでおります。パンについては 1 食当たり 75.09 円で、昨年度の 71.13 円から 3.96 円、率にして 5.57 パーセントの上昇となりました。これは、小麦粉価格は下落したものの、小麦粉以外の原材料価格や加工賃などの上昇、消費税率引上げによるものです。御飯については 1 食当たり 63.02 円で、昨年度の 62.13 円から 0.89 円、1.43 パーセントの上昇になりました。これは、米価格は下落したものの、加工賃の上昇や消費税率引上げによるものです。麺類は 1 食当たり 71.74 円で、昨年度の 70.06 円から 1.68 円、2.4 パーセントの上昇となりました。これは、麺類は市内製麺業者から購入しておりますが、製造人件費や包装代などの上昇、消費税率引上げによるものです。牛乳については、北海道の決定価格を単価とするもので、消費税率引上げもあり、42.55 円で、昨年度の 39.84 円から 2.71 円、6.8 パーセントの上昇となりました。飲物、ドリンクヨーグルトや、おか

ずにつきましては、消費税率引上げ分のみの上昇としております。

次に、「② 給食 1 食当たり単価」ですが、それぞれの種類別 1 食当たり単価に年間供給回数、パン78回、御飯74回、麺類38回、牛乳185回、ドリンクヨーグルト 5 回、おかず190回を掛け、合計額を年間給食回数190回で割って算出したもので、小学校低学年では237.48円となり、6.95円の上昇、小学校高学年では243.8円となり、6.96円の上昇、中学校では293.82円となり、9.61円の上昇となりました。

今回の改定につきましては消費税率引上げという要因が大きく、給食内容を維持するため、給食費の最小限の引上げはやむを得ないとしたものでございます。

なお、当委員会への報告の後、保護者の皆様に学校給食費改定のお知らせを配付し、周知を図る予定でございます。

○委員長

次に、今定例会において付託された案件について、順次、説明願います。

「議案第27号について」

○（教育）生涯学習課長

議案第27号小樽市社会教育委員条例の一部を改正する条例案について説明申し上げます。

平成25年6月14日公布、平成26年4月1日施行の地域主権改革一括法により、社会教育法の一部が改正され、これまで同法で定めていた社会教育委員の委嘱の基準について、省令で定める基準、すなわち「学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱する」を参酌して条例で定めることとなったため、小樽市社会教育委員条例の一部を改正するとともに、所要の改正を行うものです。

○委員長

「議案第35号について」

○（教育）主幹

議案第35号小樽市立学校設置条例の一部を改正する条例案について説明申し上げます。

高島・手宮地区小学校Bグループの再編につきましては、北手宮小学校、手宮西小学校、手宮小学校に色内小学校の校区の一部を加え、平成28年4月1日に統合することとし、今年度から現手宮小学校の敷地において統合校の校舎の建設を開始したところですが、建設に係る国庫負担に関し、関係法令により、統合となる学校の廃止について今年度中に条例で定めることが必要なことから、北手宮小学校、手宮西小学校及び色内小学校を別表（1）から削除する改正を行うものであります。

○委員長

「議案第36号及び第37号について」

○（消防）総務課長

小樽市消防長及び消防署長の資格を定める条例案について説明させていただきます。

資料をごらんください。

これまで、消防長及び消防署長の任命資格につきましては、消防組織法第15条第2項に規定する政令、市町村の消防長及び消防署長の任命資格を定める政令で定められておりましたが、平成25年6月14日付けで、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）、第3次一括法が公布されたことに伴い、消防組織法第15条が改正され、これまで政令で定められていた消防長及び消防署長の任命資格を市町村の条例で定めることとなりました。

また、本条例制定に当たり参酌基準となる市町村の消防長及び消防署長の資格の基準を定める政令が平成25年9月6日に公布されており、本市においてもこの政令の基準を参酌の上、消防組織法及び新政令の施行日に合わせて条例を制定するものであります。

次に、条例の概要についてであります。消防長の資格要件といたしまして、1、消防職員として消防事務に従事した者で、消防署長の職又は消防本部における消防署長の職と同等以上と認められる職に1年以上あったものであること、二つ目といたしまして、本市の行政事務に従事した者で、小樽市事務分掌条例第2条各号に規定する部の長の職その他本市におけるこれと同等以上と認められる職に2年以上あったものであることとし、また消防署長の資格要件としましては、消防吏員として消防事務に従事した者で、消防司令長以上の階級に1年以上あったものであることとしております。

なお、施行期日につきましては、平成26年4月1日としております。

続きまして、小樽市消防手数料条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

平成26年4月1日より、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令において規定される消防法関係の手数料についての見直しが行われ、直近の人件費、物件費等の変動の影響を反映してもなお現行の額の標準に比して増額改定が必要となる手数料について、平成26年1月29日付けで改正されたことから、条例に規定する当該手数料の一部を改正するものです。

なお、改正内容につきましては、指定数量以上の危険物に関する製造所、貯蔵所又は取扱所の設置許可の申請に対する審査等の手数料の改正となります。

なお、施行期日につきましては、平成26年4月1日としております。

○委員長

「議案第41号について」

○小貫委員

日本共産党を代表して、議案第41号小樽市非核港湾条例案について提案説明を行います。

小樽市は、1982年6月に核兵器廃絶平和都市宣言を行いました。当時は米ソ対立の世界であり、核兵器の廃絶は究極的課題として、最終的にはなくしていくが核を持ち続けるということで、核軍縮の問題として扱われてきました。そのような社会情勢の中で、小樽市の宣言は「いま、核兵器の廃絶、使用禁止は、もっとも緊急な課題であり」と位置づけ、核廃絶の運動を後押ししてきました。毒ガスについては1925年に使用禁止の議定書が作成され、生物兵器については1975年に、化学兵器については1997年に禁止条約が発効しています。最大の非人道的、残虐な兵器である核兵器の廃絶は、宣言にあるとおり、緊急の課題であり、世界世論もそのように変化してきました。

世界最大の核保有国であるアメリカは、軍艦に核兵器を積んでいるかどうかは戦略上明らかにしていません。広島、長崎と二度にわたって残虐の兵器の被害を受けてきた日本にとって、核兵器の持込禁止は本来、国が取り組まなければならない課題です。しかし国は、被爆国でありながら、アメリカの核の傘にしがみついていますから、国に頼らず、地方自治体として核の持込みを許さないために、条例で定めるしかありません。

委員各位の賛同を呼びかけまして、提案説明といたします。

○委員長

これより、一括質疑に入ります。

なお、順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合、一新小樽の順といたします。

共産党。

○小貫委員

◎エコ・パワー株式会社が進める風力発電について

最初に、エコ・パワー株式会社が進める風力発電について伺います。

この風力発電について、環境影響評価準備書の縦覧が始まり、たしか昨日で終わったと思います。この準備書に対する小樽市の意見表明をどのように行っていくのか、説明してください。

○（総務）企画政策室山本主幹

事業者の準備書に対する小樽市の意見は今後どうなっていくかということでございますけれども、事業者による準備書の縦覧は 2 月 14 日から 3 月 13 日まで行われまして、意見の募集は 3 月 27 日までとなっているところでございます。事業者は出された意見について見解書を関係自治体へ提出することとなっておりますので、今後この事業者の見解書を踏まえて、市は北海道に対して意見を提出することになっております。

○小貫委員

先日、石狩市で説明会がありまして、その中で出された資料によると、騒音や低周波の環境影響評価について、小樽市域での調査がなされていませんでした。このことについてどのように考えているのか、説明してください。

○（総務）企画政策室山本主幹

小樽市域で調査が行われていなかったということなのですが、市といたしましても小樽市域での測定をしていただきたいと考えておりましたので、その旨を事業者へ伝えたところ、小樽市域での現況の測定を既に行ったということで聞いているところでございます。

○小貫委員

エコ・パワーとして近隣の企業の意見をどのように反映しようとしているのか、説明してください。

○（総務）企画政策室山本主幹

事業者からは、近隣の企業へは個別に説明しているというふうに聞いております。また、今後、企業の自治会単位での説明会も開催する予定で、その開催時期や方法を企業側と調整中ということで聞いているところでございます。

○小貫委員

それでは、学校給食についての質問に、今、報告がありましたけれども、移ります。

◎学校給食費の引上げについて

初めに、学校給食費がまた値上げになるということで、私たち日本共産党としては行うべきではないと思っています。それで、学校給食費の値上げなのですが、道内主要都市でも引上げの予定と聞いています。新聞報道によると、札幌市では 2009 年度以来の引上げということでした。そこで、2009 年度からの引上げ幅について、小樽市と札幌市の比較は幾らになるのか、示してください。

○（教育）学校給食センター副所長

平成 21 年度の札幌市と小樽市それぞれの給食費との比較でございますが、1 食当たりの単価で比較いたしますと、まず、札幌市では小学校低学年で 15.44 円、6.97 パーセント、小学校中学年で 16.1 円、7.14 パーセント、小学校高学年で 15.86 円、6.92 パーセント、中学校で 14.68 円、5.32 パーセントの引上げとなっております。

また、小樽市では、小学校低学年で 10.11 円、4.21 パーセント、小学校高学年で 10.12 円、4.15 パーセント、中学校で 12.77 円、4.35 パーセントの上昇となっております。

○小貫委員

月額でどうなったのかを示していただきたかったのですが、それについてはどうですか。

○（教育）学校給食センター副所長

月額ですと、給食回数によって月額単価を単純には比較できませんので、小樽市と札幌市が同様の比較対象となり得ないものとして、1 食単価で示させていただいたところです。

○小貫委員

それで、説明のあった資料によると、パンの単価が上がっているということです。その一方で、米飯のほうが単価としては低いということなのですが、全道で、委託炊飯の場合の米飯給食について、週 3 回以上と週 3 回未満の割合について、どのようになっていますか。

○（教育）学校給食センター副所長

北海道教育委員会の取りまとめによる平成24年度の北海道の学校給食によりますと、週 3 回以上の学校は、1,105 校中985校で89.1パーセント、週 3 回未満の学校は、同じく1,105校中120校で10.9パーセントであります。

○小貫委員

小樽市の場合は週 2 回ということで、この 1 割の中に含まれているのですけれども、米飯給食がこのように、全道で週 3 回以上というのが増えている中で、わずか 1 割しかいない中に小樽市が含まれていることについて、どのように考えているのか、お答えください。

○（教育）学校給食センター副所長

米飯給食の回数が少ないことは承知しております。現在、米飯の提供回数につきましては、一般会計の負担部分等の検討も含めまして、何とか増やす方法がないか検討を重ねている最中でございます。

○小貫委員

それで、学校給食費が値上げになるのですけれども、先ほど言ったように、米飯のほうが単価が低いわけだから、米飯の割合を増やすことによって、値上げ幅を圧縮することができるのではないかと私は考えたのです。そういうことで、先ほど検討の課題だと言っていましたけれども、新年度に割合を上げるという検討をしてこういう結果になったのかどうか、示してください。

○（教育）学校給食センター副所長

現在、まだ米飯の食器の洗浄、食器の運搬委託の問題等もございますので、平成26年度に米飯の回数を増やす予定はございません。

○小貫委員

それで、たしか昨年の決算特別委員会でも取り上げたのですけれども、学校給食運営協議会からの繰越金がたしか2,000万円以上あったかと思うのです。引上げに当たって、この繰越金を活用して圧縮するということは考えなかったのか、その辺はいかがですか。

○（教育）学校給食センター副所長

繰越金につきましては、年度当初の給食物資の購入費用に充てるという運転資金という性格もございますので、こちらを値上げの対応として活用するという検討は、運営委員会の中では議論は出ませんでした。

○小貫委員

しかし、たしか、そのうち運転資金で必要なのは1,000万円ぐらいだったと思うのです。そういう中で、単価で、例えば値上げ幅を10円引き下げるとなると、どのような金額になるかというのは、もしお答えできれば、お答えいただきたいと思います。

○（教育）学校給食センター副所長

今回の値上げ額ということで、こちらを反映させた場合の試算で申し上げますと、約1,300万円と試算しております。

○小貫委員

そうなると、少しでも繰入れをしたほうがよかったのではないかと私は思います。

◎学校給食の公会計化について

それで、こうやって、私、学校給食の引上げに当たるのは2回目ですけれども、これは議会の議決が必要ないという性質の私会計になっています。やはりこういうことはしっかりと議会に諮る必要があると思うのです。その上で、公会計化の検討状況についてはどのようになっていますか。

○（教育）学校給食センター副所長

現在、内部で公会計の制度や仕組みについて研究しております。また、公会計、私会計それぞれのメリット・デ

メリットについて比較検討を行っている最中でございます。

○小貫委員

そこで、毎回、学校給食運営協議会の決算については、個別に資料要求をして、いただいているのですが、決算が出たときに、せめて総務常任委員には渡すべきではないかと思います。これについてはいかがですか。

○（教育）学校給食センター副所長

運営協議会会計の決算状況につきましては、今後どのようにその透明性を図っていくか、こういうことにつきまして、現在その方法について検討している最中でございます。

○小貫委員

それで、平成24年度は小樽・後志の地元食材のフェアというのをやって、25年度は行うことができませんでした。やはり地元食材の活用ということを考えていく上でも、こういったことを広げていくことが必要だと思うのです。例えば材料費の中へ一般会計から繰り入れることが今難しいのであれば、こういった地元食材の特別な企画のときに、その分については一般会計で持つなど、そういった検討はできないのでしょうか。

○（教育）学校給食センター副所長

地元食材の活用のために一般会計から繰り入れることでございますけれども、現在、一般会計からの繰入れはなかなか難しいと考えております。しかし、地元食材の活用等につきましては、いろいろな、例えば J A 新おたるや小樽市漁業協同組合等にも、これから話を伺いながら、何とか活用方法を増やすことができないかということについて、検討を進めてまいりたいと考えています。

○小貫委員

いや、そのことについて検討するのは当たり前なのです。そうではなく、一般会計からの繰入れというのを入れる方法としてできないのでしょうかという問いなのですが、学校給食センターで答えることが難しいのであれば、市長部局からぜひ答えていただきたいと思います。

○教育部長

先ほど副所長が申しましたように、現在、学校給食の公会計について、多方面から検討を加えているところでございます。その検討の中でどういう結果が出るか、今のところまだわかりませんが、いろいろな形で、公会計の検討の中では、議論の素材としてはあるのかもしれませんが、まだそこまで検討に至っていませんので、もう少し時間をいただきたいと思います。

○小貫委員

この問題はこれで終わりますけれども、学校給食費の値上げ以外にもいろいろな値上げが消費税率の引上げによってもたらされていますから、そのことによる子育て世代への影響がやはり非常に大きいという中で、確かに後々の問題にはなると思うのですが、一般会計からの繰入れをぜひ検討していただきたいと思います。

◎学校給食の検食について

それで、昨年の決算特別委員会の中で、検食の時間について取り上げました。そして、副所長の御答弁の中では、3校で給食開始30分前までに検食されていないという実態でした。そして、見直しの余地があると答えているのですが、新年度に向けてどのように検討して、新年度でも30分前までに検食が行われない学校が出てくるのか、この辺はいかがですか。

○（教育）学校給食センター副所長

センター開設以降、配送時間等の見直しを行ってきたところではありますが、まだ1校、喫食の20分前に検食している学校がございます。新年度に向けて、ここを解消するべく、配送の再度の見直しを検討しているところでございます。

○小貫委員

1 校ということは、2 校は解決できたと思うのですけれども、これは配送体制を変えたからということによろしいのでしょうか。

○（教育）学校給食センター副所長

配送の系統、あと時間の見直しということで解決できました。

○小貫委員

◎学校給食摂取基準について

その決算特別委員会のときに、同時に、今年度から学校給食の栄養摂取基準が変わっているにもかかわらず、旧来の基準で教育委員会が行っていることについて質問をしました。新年度については新しい栄養摂取基準に変更するのかどうか、この辺はいかがですか。

○（教育）学校給食センター副所長

摂取基準でございますが、文部科学省の最新の摂取基準に合わせた形で小樽市教育委員会でも摂取基準を定めることといたしました。

○小貫委員

◎学校給食のデザートについて

もう一つ、デザートの回数が減っているのだという問題も取り上げました。このことについては何か改善されたのでしょうか。

○（教育）学校給食センター副所長

デザートにつきましては、その日の栄養摂取量を基に引き続き提供はしております。具体的数は、今、手持ちの資料がございませんけれども、数は増えているというふうに認識しております。

○小貫委員

◎定住促進について

次に、定住促進の問題について一つだけ触れさせていただきたいと思います。

一般質問の中では、課をまたいだ組織ということについては、庁内がいいのか官民がいいのか検討するという答弁でした。荒尾市の例を引いて尋ねたのですけれども、荒尾市の内容では、人口の目標を立てているということを紹介いたしました。小樽市においても、例えば、総合計画の期間で、平成30年までに何人にするだとか、次の国勢調査には恐らく間に合いませんので、次の次の国勢調査までには目標を持つというような指標を組み立てることも検討してほしいと思うのですけれども、これについてはいかがですか。

○（総務）企画政策室安部主幹

ただいま、人口の数値目標の設定について御質問がありましたけれども、設定するとすれば当然、今の減少傾向を食い止めるような数値を設けることになると思うのですが、現時点で具体的に、何か根拠のある数値の目標を設定することは難しいと考えております。今後、こうした人口減少の対策を検討する中で、どういった目標が設定できるのかも、あわせて考えていきたいと考えております。

○小貫委員

◎色内小学校閉校後の跡利用について

次に、報告があった色内小学校の跡利用の問題です。

跡利用の決め方という点でいえば、市民の要望を聞きながらやっていくことが大前提だと思うのですけれども、こういう点で、今回の進め方について疑問があります。町会など地元の人にはどのように説明し、やっているのか、まずそこを改めて伺います。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

色内小学校の説明会につきましては、この後、3月24日に町会の皆さんにお集まりいただいて説明する予定なので、前段で回覧板をつくりまして、町会を回った際に会長に会って、市としてこういう考え方を整理したので、地域にお住まいの皆さんにお集まりいただいて、跡利用について御意見をいただきたいということで、話をしたところでございます。

○小貫委員

その際に、選択肢としては一つしか示さなかったのか、幾つかの事例を、こういうことやこういうことも考えているのだけれども、という形で説明したのか、その辺はいかがですか。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

今回、市の考え方として道営住宅として建てる考えを整理したので、皆さんの御意見をお聞かせくださいということで、選択肢はその一つで話をさせていただいております。

○小貫委員

そうすると、市民としても、御意見を聞かせてくださいと言われても、それに対してそうしたら、建てるのか、建てていい、という話にしかならなくて、別の方向性を出ることができないのではないかと思います。例えば、色内小学校の懇談会の中では、あの地域の子供たちは、遊ぶ場所がなく、色内小学校の校庭を使って日ごろ遊んでいるのだという意見もあったわけですから、そこにいきなり道営住宅という話だけを持っていくことは、そういった懇談会での議論を無視することになると思うのですけれども、この辺については、何かもう少し手だてはなかったのでしょうか。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

遊び場の話につきましては確かに教育部からも聞いております。課題として十分認識している部分ではあるのですけれども、私どもとしましては、あくまで真っさらな状態といいますか、市の考えをある程度まとめて、市民の皆さんにその考え方を説明した上で、その上で御意見を伺い、最終的な判断をするというふうに考えております。これで全て決まりということで説明する方向ではございませんので、その辺は御理解いただきたいと思います。

○小貫委員

いや、だから、そういうところに市の考え方をまとめてというのは、それはもちろんですよ。何もなしで、さあどうするのですかというのは無責任な話ですので、それはそうですけれども、そのときに一つの選択肢しか出さないのは問題ではないかということを伺っているのです。これについてはいかがですか。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

私どもとしては、今、考えの中でまとめた中で最善のものということで示させていただいた案になります。それ以外に、この後、説明会といいますか、地域の皆さんに説明していきますけれども、その中でどのような御意見が出されるか、またありますので、それを踏まえた形で最終判断をさせていただきたいと考えております。

○小貫委員

いや、だから、市民がそれ以外のことを検討するにしても題材がないわけです。学校適正配置の場合は、統合校をここにした場合が一番速い人はここになって、学級編制はこのようになって、と幾つかのパターンをきちんと示しながら、これについて皆さんの御意見はどうでしょうかと言って進めてきたわけです。それに対して、今度、適正配置が終われば選択肢は一つしか出さないと。これはやはり丁寧さに欠けるし、問題なのではないかと思うのです。なぜ一つしか出さなかったのか、なぜ複数なかったのですか。

○（総務）企画政策室長

学校の跡利用につきましては、庁内それぞれの担当部長なり、それからその下の研究会なりをつくって議論しております。その議論経過の中で、今、色内小学校については、前段で報告させていただいたような活用策がいろいろ

ではないかという形になっております。その中で複数の案が出てくれば、今、小貫委員がおっしゃったようなことも考えられますけれども、現状としては、庁内議論の中では、今の一つの案ということでございますので、それをベースに地域の方の御意見を伺って進めていきたいと思っているところでございます。

○小貫委員

進め方には大変問題があると言ったところで、これが何か堂々めぐりになってしまうので、今日はこの辺で終わりにいたします。

◎新・市民プールの建設地について

次に、新・市民プールについて伺います。

旧小樽税務署敷地が売れてしまったことについては、予算特別委員会の中で、教育委員会の姿勢を厳しく批判したつもりです。それで、この跡地の動向というのは今後見ていかなければならないと思いますけれども、私たちは、議案第 1 号に対する修正案の中で、新年度中に建設地を確保して実施設計まで行、こういうことを提案いたしました。もしその中で教育委員会がやはり市有地にこだわるというのであれば、私は何度もこの委員会で取り上げているのですけれども、駅横駐車場や保健所、この辺が市有地で中心部というところと適当ではないかということ言ってきました。この二つの場所が都市計画上の用途地域としてどのようになっているのか、説明してください。

○（教育）生涯スポーツ課長

委員がおっしゃった駅横駐車場につきましては、用途地域は商業地域となっております。また、保健所につきましては、第一種住居地域となっております。

○小貫委員

そうすると、それぞれ二つに建蔽率と容積率の制限があるかと思うのですけれども、それについてはいかがですか。

○（教育）生涯スポーツ課長

駅横駐車場につきましては、建蔽率が 80 パーセント、容積率 400 パーセントとなっております。また、保健所につきましては、建蔽率 60 パーセント、容積率 200 パーセントとなっております。

○小貫委員

ということは、建蔽率、容積率を考えると、敷地としては多少狭いけれども、駅横駐車場は使えるのではないかと考えているのです。以前この問題を取り上げたときに、都市計画上の問題があって、駐車場を別に確保しなければならないという答弁がたしかあったと思うのです。ただ、容積率が 400 パーセントだったら、階層を別にして地下駐車場などをつくることは十分可能だと思います。そして、現在の駐車場としての機能もしっかり維持するということが可能です。

そして同時に、駅前広場駐車場などの場合、バリアフリー化されていません。あそこから 1 回車椅子で移動すると、車道を通らなければいけないという制限があります。ロードヒーティングがかかっているためにスロープをつくるのが難しいというのが、たしか以前に私が聞いたときの建設部の答弁でした。そういうことも考えると、バリアフリーとも一体にやはりつくり替えていくと、駅横駐車場が上にありますから、しっかり地下からの出入りができるようになれば、小樽駅とのアクセスもよくなると。そういうことも考えると、この場所も大変いい場所ではないかと私は思います。

同時に、保健所の場合は、今、公共施設の計画というのを立てていかなければいけないわけですから、それと一緒に考える余地があるのではないかと思います。そういう面で、市民が提案した税務署跡地というのが、市が何も手を打たないで、結局売ってしまったわけですから、そのかわりに、しっかりと今年度中に候補地を定めていくことが必要だと思います。そういう点で、これら二つについて建設地の候補として検討してはどうかと思いますけれども、いかがですか。

○（教育）生涯スポーツ課長

委員が今おっしゃった場所について、建設が可能かどうかということでございますが、現在、総合計画後期実施計画には、新・市民プール整備の計画といたしまして、委員がおっしゃるような、建設規模をどうするか、水泳人口などの調査などを行っております。また、それによって建設形態、ランニングコストなどを後期実施計画の中で考えていくことになっております。その中で、委員がおっしゃる部分については、今のところ想定はしていない状況です。

○小貫委員

「今のところ」という言葉がつかまりましたので、ぜひ早めに検討の課題に挙げていただきたいと思います。

そこで、この問題に関連しては、先ほどの理事会で生涯スポーツ課長と教育部長が退職になるという話が出されました。これは何というか責任を放棄してさっさと逃げ出してしまうと、非常にもう……

（発言する者あり）

ぜひ責任を持ってこの課題に取り組んでいただきたいと、市民に対してずっと約束してきたわけですから、そのことをお願いしたいと思います。

◎スポーツ推進審議会について

次の課題に移りますけれども、教育行政執行方針の中で教育長が、「今後の生涯スポーツのあり方などについて、スポーツ推進審議会、スポーツ推進委員会、小樽体育協会などの協力をいただきながら」と述べています。そこで、このスポーツ推進審議会について、目的と審議内容について説明してください。

○（教育）生涯スポーツ課長

まず、審議会の目的についてでございますが、スポーツ基本法に基づいて、生涯スポーツ事業の、本市のスポーツの推進に係る計画その他のスポーツ推進に係る重要事項を調査審議することを目的としております。また、審議会の内容等につきましては、本市の生涯スポーツ事業の報告、事業計画、体育施設の視察などについて、協議を年 2 回開催しております。また、それに伴って体育施設等の視察等も行っているところでございます。

○小貫委員

その調査内容をもう少し具体的にお示してください。

○（教育）生涯スポーツ課長

基本的には現状の生涯スポーツ、教育委員会で行っております生涯スポーツ事業の内容等、そしてその実施した報告内容について協議いたしまして、それについて調査するものがあれば調査するというを行っております。

○小貫委員

報告内容について調査するというので、スポーツ推進審議会条例では「13人以内」となっているのですけれども、現在何人で行っているのでしょうか。

○（教育）生涯スポーツ課長

現在の委員は 9 人となっております。

○小貫委員

この審議会に対して諮問して答申を得たこととしてどのようなことがあるのか、お答えください。

○（教育）生涯スポーツ課長

調査・審議についてでございますが、私が担当するようになってからは諮問・答申を行ったことはございません。現在は、いろいろと問題になっております少子高齢化による高齢者の健康づくり、子供の体力向上などについて、検討していかなければならないこともございますので、この辺について、小樽のスポーツ振興のあり方などについて答申をする方向で、これから取り組んでいきたいと考えております。

○小貫委員

それで、仮に諮問して答申を受けた場合のその答申については教育委員会に答申するということだと思うのですが、どの程度の縛りというか、やらなければいけないというふうになるのか、その辺はどうなのでしょう。

○（教育）生涯スポーツ課長

これはスポーツ推進審議会条例でもうたっておりますように、答申を受けたら、それに沿った形で実行していかなければならないというふうに思っております。

○小貫委員

最後に、小樽市の体力の問題というのはありますけれども、新・市民プール建設について私たちは、先ほど来言っていますように、今年度中にやることができれば、財源をしっかりと提示して、今回、議案第 1 号に対する修正案を出しています。ぜひ検討をお願いいたしまして、質問を終わります。

○委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

○酒井委員

まず、防災について何点か質問させていただきます。

◎防災訓練支援事業について

防災訓練支援事業ということで、新年度、20万円の予算がつけられております。まず、この事業について説明をお願いします。

○（総務）沢田主幹

防災訓練支援事業についてでございますけれども、各町会で避難訓練の実施を促進するとともに、地域住民の防災意識と地域の防災力の向上を図るために研修をするほか、資料の提供などを行う支援事業でございます。

○酒井委員

平成26年度、20万円を使って、また、避難訓練の実施を促進することを目的としているということだったのです、確認です。25年度においては、避難訓練は何か所で行われたのか、それから、26年度について、現在、申込みといましようか、問い合わせがある町会などがあれば、お聞かせいただきたいと思います。

○（総務）沢田主幹

平成25年度の避難訓練の状況でございますけれども、一部連合町会も参加しておりますが、6町会で実施しております。26年度の状況ですけれども、2町会でやりたいという情報は来ておりますが、それ以上のことは各町会から現在のところ来ておりません。

○酒井委員

東日本大震災から3年が経過したわけであります。時間がたつとなかなか意識が低くなってくることも考えられます。そういう意味では、やはり避難訓練というのは、1年に1回はやっていかなければ、本当に意識の向上にもつながらないと思いますので、促進するということなので、随時、町会と連絡をとりながら、1町会でも多く、まずは訓練を実施していただけるような形でやっていただきたいと思いますので、お願いいたします。

◎津波注意喚起標識板及び海拔表示板の設置について

それから、避難支援事業ということで、津波注意喚起標識板の設置について伺います。

平成25年度については、港湾地区16か所に設置ということになっておりました。26年度については、まず、津波注意喚起標識板を蘭島から銭函地区に、港湾地区を除くとなっておりますが、16か所設置というふうになっております。具体的に設置箇所が決まっていれば、こちらをお示しいただきたいと思います。

○（総務）沢田主幹

津波注意喚起標識板の設置ということでございますけれども、地区名につきましては、蘭島・忍路・塩谷・祝津・高島・東小樽・銭函各地区の16か所と考えております。立てる具体的な場所につきましては、今、現地調査をしていませんので、決まっておりません。

○酒井委員

津波注意喚起標識板は16か所ということだったのですが、海拔表示板も設置されることになっております。こちらについては、蘭島から港湾地区の一部75か所に設置というふうになっております。港湾地区から銭函地区についてはどのようになっているのか、お聞かせいただけますか。

○（総務）沢田主幹

港湾地区の一部から銭函方面でございますけれども、海拔表示板の設置については、平成26年度と27年度の2か年を予定しておりまして、今年度につきましては蘭島、忍路、塩谷、祝津、高島、手宮、港湾地区の一部を予定しております。そのほか、銭函までにつきましては27年度の予定でございます。

○酒井委員

◎防災ラジオの配付について

それから、防災ラジオの配付について確認させていただきます。

防災ラジオについては、平成25年度計177台配付ということになっておりました。こちらの進捗状況、全部配付し終わったのか、その辺はどうでしょうか。

○（総務）小濱主幹

防災ラジオの配付状況ですが、177台配付予定ということで、一部、連絡がとれない町会長もいらっしゃいまして、現在のところ164台を配付しているところでございます。

○酒井委員

ちなみに配付する手段というのか、これはどのように配付を進めているのでしょうか。

○（総務）小濱主幹

まず、昨年11月の町会長と市との定例連絡会議で、参加していただいた町会長に説明して配っております。その後、個別に町会長等の自宅を回りまして、説明をしながら順次配付しているところでございます。

○酒井委員

平成26年度につきましては、私立保育所、幼稚園、放課後児童クラブ、児童会館などに計70台ということになっておりますので、こちらの施設については常時人がいると思うので、配付しやすいのかなと思います。25年度の164台でしょうか、残りあとわずかとなっておりますが、これを配付しないと機能しませんので、随時配付していただきたいと思います。

◎津波ハザードマップの増刷について

それから、津波ハザードマップの増刷についてですが、今までどのように配られて、増刷の原因というか理由というか、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

○（総務）沢田主幹

津波ハザードマップの増刷についてでございますけれども、平成24年3月に、津波浸水想定区域の町会とその周辺の町会に、説明会を開きまして配布しております。その後、市内七つのハザードマップをつくっておりまして、一部の地域について数量がもう底を尽きそうになったものですから、その分の増刷ということで考えております。

○酒井委員

限られた予算の中でなかなか思うように進まないという部分もあるかと思いますが、特に避難訓練に関しては徐々に広げていただきたいと思いますし、防災に関してはやはり自主防災意識の向上が必要だと思いますの

で、今後も引き続き取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

◎自治基本条例の周知方法について

次に、自治基本条例の周知について確認させていただきます。今定例会の中でも各会派から質問が出ておりましたが、確認も含めてということでお願いしたいと思います。

今回の自治基本条例説明会の周知方法については、ホームページ、それから広報おたる等ということでありましたが、やはり集まった市民の方々が少なかったという印象を受けております。そこで、今後の周知方法についてのさらなる工夫が必要ではないかと思いますが、その辺について何か考えられていることがあれば、御答弁をお願いします。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

今回 2 月の説明会なのですけれども、委員がおっしゃるとおりホームページや広報など、ありとあらゆる、私どもが使える手段の全てを使って周知を行っております。参加人数は先日報告したとおり五十数名ということだったのですけれども、周知方法としてこれ以外にどのようなものが考えられるのかという部分も一つございますが、まず自治基本条例の中身に興味を持っていただかないと、恐らく、どれほどいろいろな媒体を使って宣伝したとしても、参加されないのではないかと考えております。ですから、いかに興味を持ってもらうかという部分では、広報おたる 4 月号で、かなりやわらかめの内容で、1 年ほどかけて、自治基本条例について細かく説明といいますか連載をかけていきますので、その中で興味を持っていただいて、引きつけるような形で開催について工夫してまいりたいと考えております。

○酒井委員

今、やわらかくということで御説明いただきました。説明会、私が行ったのは銭函だけだったのですが、銭函のほうに参加させていただいて、資料なども大変見やすかったと考えております。また、町会の皆様からも大変わかりやすかったという声、それとプレゼンテーションの仕方というのでしょうか、少しかたくて聞きづらかったという部分もあるので、この辺も工夫していただきたいと思いますのですが、その辺はどうでしょうか。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

今回の説明会ですが、どうしても市民にまだ周知の浸透度が低いということで、条例の中身を知っていただくというつくりで説明してまいりましたところ、やはり少しかための内容になってしまったのではないかとこの部分で反省はしております。新年度、再度、説明会、浸透を図る事業を行ってまいりますけれども、その際にはもう少し、例えば具体的なまちづくりの活用事例といった部分、もっと身近に感じていただけるような内容で例示するような形で説明していければということで、今、内容を考えているところでございます。

○酒井委員

今、まちづくりという話があって、説明会の後半の部分でしょうか、まちづくりの意見交換会ということで、そのような内容で説明会がありました。このまちづくりの意見交換会についても、市民の皆さんには結構好評で、いろいろな意見や要望があったかと思います。3 か所で同じような内容で行われたと思うのですが、この説明会のまちづくりの意見交換会で出された意見などへのその後の対応はどのようになっているのでしょうか。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

条例にかかわる部分につきましては私どもで受け止める形になりますけれども、それ以外に、幅広くまちづくりに関してという部分もございましたし、どちらかというと、かなり具体的なピンポイントの話という部分もありましたので、その部分につきましては、所管する部局、担当課に内容を話して、引き継ぐような形で対応しているところでございます。それ以外の大きな部分というのは、これからの課題になっていく部分もございまして、それはこの条例の運用の中で改めて整理していきたいと考えております。

○酒井委員

自治基本条例をまず知っていただくという部分の説明会と、それから２部構成かと思います、まちづくりの意見交換会ということで、この説明会は、先ほども言いましたが、非常に好評でした。特にふだん市民の皆さんが思っていることを直接聞いてくれるという部分では、この自治基本条例の中にもあります市民と協働のまちづくりという部分にもかかわってくるかと思いますが、今後のやり方についてもぜひ検討していただきたいのと、一定程度たったときに、この条例について認知度の調査といいたいでしょうか、何かしら、どれだけ知れ渡っているかという、例えばアンケート調査などがやはり必要かと思いますが、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

浸透度をはかる部分については、今、委員がおっしゃっていたとおり、アンケートを実施するという部分は、数的に把握するのは、一番効果的ではないかと思いますが。ただ、市でアンケートをいろいろ、例えば福祉の計画をつくるといった場合にとっているケースがございますけれども、自治基本条例自体で、まちづくりという大きなテーマを掲げておりますので、まだ最終確定ではございませんが、例えば次の総合計画をつくる際に、もしアンケート調査をやるという際には、ぜひ項目としては検討してまいりたいと思っております。

○酒井委員

周知方法というのは、何でもそうですけれども、なかなか難しいかと思いますが、創意工夫しながら、また、この説明会の内容も創意工夫しながら、進めていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

◎市立学校教員の逮捕について

最後に、冒頭に報告がありました市立学校教員の逮捕について、要望を述べさせていただきます。

この件については、報道があつてすぐに、学校、それから教育委員会にて早い対応をしていただいて、学校関係者の方からも、スクールカウンセラーの常設など、そういう対応、いろいろと話を聞いております。その中で、今日、市内の中学校で卒業式があつて、来週には小学校の卒業式が行われる予定となっておりますが、６年生においては卒業アルバムが渡されると思うのです。この卒業アルバムの対応といいたいでしょうか、その辺はどのようになっているのか、お聞かせいただけますか。

○（教育）学校教育課長

当該校の卒業式は３月20日にあるのですけれども、今、委員がおっしゃった卒業アルバムの対応につきましては、そのアルバムの中に全職員の集合写真があるのですが、そこは、卒業生の保護者の方の意向を確認して、撮り直しという形の対応をしております。また、全職員からの卒業生に対するメッセージというのものもあるのですけれども、その部分についても、当該教員の部分は削除するという形の対応をとっているところでございます。

○酒井委員

ちなみに、この卒業アルバムは卒業式までに間に合うのでしょうか。

○（教育）学校教育課長

急遽こういう事件があつてそういった対応をとりましたので、ここは本当に申しわけないところではあるのですけれども、卒業式には、再発注という形になるものですから、間に合わないという形です。ただ、そういった部分も含めて、卒業生の保護者の方には御理解いただいていると聞いております。

○酒井委員

今、卒業アルバムがどういう形になっているかわからないのですけれども、子供たちがお互いに卒業アルバムの中にメッセージを書き合ったりするなど、そういうことも通常やられているのではないかと思います。それに関しては今回間に合わなかったということなのですが、それにかわるような対応を何か、学校で考えているとは思いますが、例えば白い紙にそういうものをみんなで書き合ってから張りつけるなど、そういう対応はたぶん考えられているとは思いますが、予算特別委員会でも言ったのですけれども、さまざまな影響が考えられるわけ

であります。本日も新聞に覚醒剤というタイトルでまた載っておりました。子供たちにとって、それから子供たちだけではなく、校長や教員の皆さんにも何かしらの影響があるかと思いますので、小樽市教育委員会としても注意を払っていただいて、必要であれば道教委に協力を仰ぐなど、必要な措置をとっていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○鈴木委員

◎固定資産税の誤賦課、市・道民税の還付加算金の支払漏れについて

最初に、先ほど税務長から御説明がありました固定資産税の誤賦課、市・道民税の還付加算金の支払漏れの問題で何点かお聞きします。

前に 1 回、平成25年12月25日付けで、「固定資産税の誤賦課、市税等の還付加算金の支払い漏れについて」という資料をいただきました。それから若干修正があったということで、先ほどの御報告であります。

それで、一つは、12月25日の時点で、市・道民税の還付加算金の支払漏れが、20年度は77人になっていまして、今回の資料の「未払いとなった還付加算金の額」では34人ということで、43件減っているわけですが、この件を御説明いただけますか。

○（財政）税務長

先ほど、報告の際に、平成20年度の金額等について説明いたしましたけれども、この部分につきましては、12月に公表した段階では、調査した全て、20年4月から21年3月までの全体の件数を把握したものを公表しておりました。ただ、この段階ではどこまで還付すべきかという庁内決定をまだしておりませんでしたので、その段階ではそういう数字で報告いたしました。

今回、1月17日に納税者宛てに通知を開始いたしました。その段階では、本日述べたとおり、本年1月17日段階で、先ほど言いました43件については、時効が成立しているということで、この納税者に対しては還付加算金の未払分は支払わないという決定をしたものですから、この内容で報告させていただいております。

○鈴木委員

そうすると、43件は時効ということなのですね。この分の金額はわかりますか。

○（財政）税務長

43件につきましては、14万1,600円となっております。

○鈴木委員

もう一点、2月17日に一度、償却資産にかかわる耐用年数適用等についてということで、小樽市長名でおわびといたしますか、そういう報告をしています。これは先ほど述べていただいた2月17日です。それから、2月25日、8日後にまた、間違えましたということで、重ねて御迷惑をおかけしますということで、一部に届いている方がいるということでこの資料があります。これは何件ぐらいで、どういった内容なのでしょう。

○（財政）資産税課長

内容につきましては、担当係に聞いてみますと、申しわけないのですが、段ずれを起こしまして、約33件、その影響で誤って書類が行ったということであります。

○鈴木委員

といいますと、直接の影響ではなく、段ずれで、間違ったということでありますね。このことについてずっと言っても仕方がないのでありますが、本当に困るということに尽きるわけです。やはり、新聞報道でもありますし、どうしたの、という話は本当に聞くのです。そういったことで、これは今後気をつけていただきたい、これを言うしかないのですが、税務長から、今後のこういったことについての話が何かあれば、お聞きします。

○（財政）税務長

今、委員から話がありましたけれども、今回の発端となりました当初の文書につきましては、税の賦課が誤っていたということで、それに対して、納税者の方におわびを含め、正当な課税内容を知らせるために発出した文書であります。当然、発送前に十分なチェックが必要であったとは考えております。今、数がありましたとおり、一部の納税者の方ではありましたが、やはり内容を間違えて通知したことについてはまことに申しわけなく思っております。今後、私が所管している税務の 3 課につきましては、今回の件も含めまして、一つの教訓としまして、チェック体制を強化して、また、最善の注意を払いながら事務処理に当たるように、改めて職員には周知したいと考えております。

○鈴木委員

わかりました。よろしくお願ひしたいということです。

◎公共施設等総合管理計画について

次に、公共施設等総合管理計画について、これも代表質問の中で聞いていることで、もう少し詳しく聞きたいということで話をします。

国の特例措置の中で、公共施設等総合管理計画を策定した場合、特例措置になりますということなのですが、これは使うつもりだという御答弁をいただきました。これは基本的にはどういうものに使えるのかとか、どういうものに使うつもりなのかということをお話いただけますか。

○（財政）財政課長

今回の特例措置につきましては、委員がおっしゃったとおり、公共施設等総合管理計画を策定した場合、この計画に基づく公共施設の除却についての特例措置ということでございまして、公共施設の取壊し等をするときに地方債の措置がされるというものでございます。今、具体的にどれということではございませんけれども、除却が必要な施設にこの特例措置を使って、財政負担の平準化、軽減を図っていきたいということでございます。

○鈴木委員

おっしゃるとおり、どの施設をとということで、具体的ではないということで、では対応するところを今は持っていないということでよろしいのでしょうか。

○（総務）総務課長

今の策定をする関係の体制についてはまだ整備されてはございません。ただ、重要な課題だというふうに認識しておりますので、できるだけ早くこの体制については全庁的な課題として整理していかなければならないというふうに考えております。

○鈴木委員

総務常任委員会ですので、聞き方としては一個一個の施設がどうこうという話ではなく、例えば、市民会館やこの庁舎を、耐震も含めてどうにかしなければいけないと、公共施設も平成27年度ぐらいにはしっかり耐震診断をして公表しなければいけないということであります。そういった中では、先ほども話が出ましたが、かなりのそういう公共施設で、耐用年数が厳しいという施設を本市は持っているわけであります。そういうときに、例えば市民会館ですと、生活環境部が管理しています。そちらから、例えばどうしても老朽化で何とかしなければいけないという話があったときに、財政部に相談するのか、それを聞きたいのですけれども、そうすると、お金が厳しいのでどうしますかと、それと、企画政策室がいて、今後のことを考えると、これはどうあるべきかというところが、そういう、どうするかということを決めるフォーマットというか、そういうやり方というのは、どのようにこれからしていくのかということをお聞きします。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

市の重要課題など、そういった施策の推進に当たっての決定会議というのが、企画政策室で所管している部分で、

企画政策会議というものがございます。こちらが課題の最終方針決定の会議になります。その前段で、政策検討会議というのもございまして、これも同じく私ども企画政策室の所管なのですけれども、課題をどのようにこれから進めていこうかというのを、方向性を出す会議を２種類持っております。

今回、今、委員から御質問があった耐震の部分の庁内全体の管理という部分なのですけれども、それをどこで最終決定するかという部分について、まだ担当課が決まっていないということで、まだ体制が整っておりません。もしそれが整うような形になれば、そこで新たに庁内の決定会議というのでしょうか、部長職なり市長を筆頭にした決定会議みたいなものを持たせて、それ専門で、老朽化した建物専門で意思決定を図るような会議を持つという方法も一つございます。その辺は、今回のこれ以降の体制の持ち方次第で決定していくのではないかと考えております。

○財政部長

企画政策室主幹と総務課長からも話がありましたけれども、個別の案件、市民会館だけを老朽化で取り壊して新たに建てるのか、そういう決定は、企画政策会議などの中で恐らく決定していくと思うのですけれども、今回の公共施設等総合管理計画となりますと、あくまでも、そういう施設がございまして、さらに施設の延命化といいますか、どうやって更新をしていくとか、そういうこともその中で決めなければなりません。公園や道路などについては、今、個別にそういう計画をつくっております。だから、そういうものを全体的にまとめた公共施設の計画をこれからつくらなければならないのかと思っております。

それと、少し補足させていただきますけれども、先ほどの財政課長の答弁で、具体的にどの施設が対象になるのかということについてはこれからだということだったのですが、私の頭の中にあるのは、市民会館を例に挙げると、市民会館を現在地で壊してまた建てるとなると、現在の起債制度でもそれは対応できます。新たに除却するだけ、取り壊すだけのときは、今、財源はございません。一つ例を挙げますと、私は市内のことを全部知っているわけではありませんが、オタモイ住宅がございまして、たしか今年度も取り壊したのでしょうか、あのようなものについては、今、財源はありません。あれもただ取り壊しただけなので、そういうものには財源がありません。それが、今回の計画をつくりますと、そういうものにも、交付税措置等はないのですけれども、地方債が認められるということで、償還に何年かかけることで、財源が平準化されるというメリットがございまして。

それと、私の頭には天神ごみ焼却場があります。あれも何か高速道路や新幹線でかかるうんぬんという話がございました。あそこは、安全上からいくと、やはり跡地を何にも使えなければ、財源がないので、そういうものの安全性とか、そういうものを考えていかなければならないだろうと思っております。

○鈴木委員

そういうことをお聞きしたいのですけれども、要するに、本市の財源が豊かであれば、本当にどんどん建て替えてそういうこともできるので、本当に財源がないということで、そういった中でやはり優先順位をつけてやるということになるのですけれども、そのとき優先順位をつけても、やはり年数がかかるものはかかるのだろうと。そのときに本当に使えなくなる建物が出てくるということの不安と、もう一つは、市長が最終的には判断されるのだと思うのですけれども、そこへ上げるまでの、例えば、こういった順番になるのが妥当ではないですか、というきっちりとした、そういった情報といいますか、そういうのをどうやってつくっていくのかというところを今お聞きしたかったのです。原課で、例えば施設があって自分の課で管理していますと、当然そこは維持していきたいし、また新しいのを建てていただきたいということにはなるのだけれども、お金がないわけです。その中で、企画政策室がそういうことを全部、ずっと見渡して、こういうふうにしていかなければいけないということで先導をとるのか、それとも、どこがそういう高いところの目線に立って話をするのかということをお聞きしたかったのです。

○（財政）財政課長

今の計画の話で、委員のおっしゃっていることがまさにそれに当てはまるのではないかとと思うのですけれども、

公共施設等総合管理計画の中の記載すべき事項という中で、まず財政収支の見込みを把握して分析して記載しなさい、その中には長期的な維持・管理や更新等の費用も見込みなさいというような形になっております。

あと、施設全体の管理についての基本的な方針として、全庁的な取組体制を構築して情報を共有しなさいと。そのためには、先ほど、まだ担当部署はないという形で答弁しておりますけれども、計画をつくるに当たっては、そういう情報を管理集約する部署を定めて取り組みなさいと。

あと、現状の課題に関する基本的な認識として、まさに委員のおっしゃっていた、今後の財政収支の見通しを踏まえて、施設の新設や更新、維持・管理が可能な状況にあるか、あと人口の見通しを踏まえて利用需要を考えた場合、施設の数が適正規模にあるかどうか、こういうことを計画の中に盛り込んでいかなさいというふうになっておりますので、まさに計画の策定の中で、今、委員が御心配になっているようなことは、盛り込んでいかなければならないというふうに考えております。

○鈴木委員

担当部署がちょっと見えないというところで心配だったものですから、今後そういう課題のためにきちんと部署をつくっていただいて、皆さんで御協議いただきたいということでございますので、そういう組織をつくっていただきたいということでお願いして、このことは終わります。

それで、教育についてお聞きます。

◎高等学校合同進路説明会について

前に聞いた答弁の中で、高等学校合同進路説明会を今年もやるということでございました。この説明会については、前回は小学生の保護者対象ということでございましたけれども、保護者の方から二、三お聞きすると、どことどここの高校が先に終わったらみんな帰られて、残された高校がかわいそうでしたということをお聞きしたのです。ですから、そういうところについて、今回どういうお考えで、改善点があるのかどうかお知らせください。

○（教育）指導室長

今年の高等学校合同進路説明会につきましては、まず、昨年の反省を生かしまして、何点が改善していきたいと思っておりました。委員がおっしゃるように、そのような状況が実際に見られておりましたので、まずは発表順につきまして、高校側と十分検討して、偏りがないというか、全体に皆さんが聞けるような形でできるような方向で検討しているところでございます。

あと、時期につきましては、10月ということで会場が少し寒かったのです。また、進路を決定する時期ということを考えますと、やはり夏休み前にやってほしいという意見もございました。ですので、これを10月から6月に移行しまして、中学校でいいますと、ちょうど期末テストが終わって、夏休みを迎えようかという時期ということで考えております。

また、昨年は小学生の保護者向けということでスタートしたのですが、途中で同じ週に保護者が集まる行事があったものですから、集客という部分ではなかなか少ないものがございました。また、参加された保護者の方からも、ぜひ子供と一緒に参加したいという声もございましたので、今年につきましては、小学生、中学生も含め、保護者も含め、小・中学校の児童・生徒、そして保護者ということで、対象も広げてまいりたいと思っております。

また、一工夫、実は個別にもいろいろ話を聞きたいという声も上がっておりましたので、これはまだ予定でございますけれども、個別に質問を受けるようなコーナーなども、高校側をお願いしまして設けるなど、さまざまな工夫をまいりたいと考えております。

○鈴木委員

わかりました。では、それは今回改善していただきたいと思います。

◎小樽市小中学校情報モラル対策委員会について

次に、小樽市小中学校情報モラル対策委員会というのが出てまいりまして、この活動内容と、どういうものかと

いうことを説明していただけますか。

○（教育）指導室主幹

情報モラル対策委員会についてでございますが、本市の児童・生徒の情報社会における正しい判断や望ましい態度を育てるために、情報社会で安全に生活するための危機回避能力を育てる取組を推進するために、小・中学校でこの委員会を組織しているところでございます。

活動内容といたしましては、まず各学校から上がってくる情報モラルに関する情報の交流を行いまして、ネットパトロールの実施、情報モラルに関する研修会の実施、さらに保護者や児童・生徒向けの啓発資料の作成などの活動を行っているところでございます。

○鈴木委員

今の話ですと、ネットパトロールやネットトラブルですから、インターネットに関することが主な仕事という考えでよろしいのですか。

○（教育）指導室主幹

情報モラル教育自体が、今、委員がおっしゃいましたとおり、コンピュータやインターネット利用上のルールやマナー、危険性などの理解ということもございますし、情報に関する、例えば権利を尊重するだとか、個人情報の保護だとか、そういう多岐にわたる部分も情報モラル教育の中に含まれますので、それも全部含めた部分で、情報社会に必要な力を身につけさせるためにはどうするべきかということをやはりテーマとして進める組織であるというふうに考えております。

○鈴木委員

そういうことで、ネットトラブルは本当に怖いですから、特に小・中学生がトラブルに巻き込まれないように、しっかり教育していただきたいと思います。

◎新体力テストについて

もう一つ聞きたかったのは、平成25年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果を見ると、体力の低下が如実に出たのですけれども、これは北海道も低いですし、その中でまた小樽市も低いのです。8種目やりますが、全学年でこれをやられている学校は、小樽市の小・中学校でどのぐらいあるのですか。

○（教育）指導室主幹

今、新体力テストの実施状況ということで説明させていただきますと、全種目で今おっしゃったように8種目あるのですけれども、全学年で全種目を実施している小学校は2校でございます。中学校においては、14校全ての学校において全学年で全種目を実施している状況でございます。

○鈴木委員

小学校は2校だけということですが、経年変化もしっかり把握していただきたい。そうでなければ、その年度その学年だけどうこう、ということになりますので、ぜひ全小学校でしっかりと新体力テストの8種目をしていただいて、弱いところ、それから経年変化をしっかり把握して、それを役立てていただきたい。これはしてください。お願いします。

◎統合新校の設備について

最後にまとめて質問します。

今回、緑小学校と最上小学校が統合ということで新築計画が出ました。中身については学校適正配置等調査特別委員会でやりますけれども、こういった形の中で、手宮小学校は今度新しくなってオープンするということになるのですが、平成26年度主要施策等一覧にある実物投影機も含めて、設備というか、中の学習教材というか、それがあまりにも、せっかく新しい学校ですから、目玉という意味ではないけれども、何回も言っていますが、少しめり張りがついたものを作って、そういうものをしっかり入れていただきたいと思います。確かにお金がかかるのはわ

かります。財政部はいつもかわいそうだなと思いますけれども、子供たちの学習意欲向上は本当に必須の課題でありますので、そういうところには何とか予算を上げていただいて頑張っていただきたいということを最後に言って終わります。

○（教育）主幹

今、話がありましたけれども、特色ある学校づくりにつきましては、統合関係校の教職員、保護者、地域の代表などで構成する統合協議会でも検討しているところでございます。その推移を見ながらということにもなってこようかと思いますが、全体的な予算との関係もございまして、必要に応じて財政部とも相談してまいりたいと考えております。

○委員長

自民党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 00 分

再開 午後 3 時 18 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党。

○秋元委員

初めに、報告を伺いまして、何点が要望と質問をさせていただきます。

◎市立学校教員の逮捕について

まず、教員の逮捕の件につきましては、あの事件以来、保護者の方と会うたびに、いろいろと質問なり受けてまいりましたけれども、非常に感じるのは、教育長はじめ教育委員会の皆さん、また教職員の皆さんが、先ほど来、各委員からあるように、教育の問題、また体力の低下の問題等、課題を抱える中で、一丸で取り組んでいくというときに起きた事件で、私も非常に残念に思っておりますし、驚いたのは、私が話を伺った方々からも、非常に周りの方に対して心配する声が多く寄せられておりました。管理、監督ということももちろんあるのですが、たぶん限界があるのだろうということを考えると、やはり社会人ですし、教育にかかわる方なので、個人の問題としても、個人の責任というのは本当に重く感じます。私たちの会派の高橋議員も予算特別委員会で言いましたけれども、かかわる方々のケアといいますか、対応をしっかり行っていたきたいと、これを一つ要望させていただきます。

◎色内小学校閉校後の跡利用について

あと、学校の跡利用の問題について伺います。

先ほど、色内小学校の件を伺いました。私としては、まだ閉校になるまで時間がある中で、具体的な提案として出てきたことは非常に良かったと感じております。道営住宅の建設に当たっては住民の方々の意見・要望を聞くということですので、建つ、建たないは別として、具体的な提案ができるというのは非常に一つ良かったと感じております。

その中で、色内小学校も含めてなのですが、閉校になった場合、例えば堺小学校だと、堺小学校の中に閉校記念室が設置されています。今年度、若竹小学校、祝津小学校が閉校になった後の記念室の設置はどのように、どこにされているのでしょうか。

○（教育）主幹

平成25年3月末で閉校となった若竹小学校の資料につきましては、市教委庁舎3階に記念室を設けています。これまで閉校となった住吉中学校などほかの学校の部分もあるのですが、そこにスペースを設けて、若竹小学校の部分は展示させていただいております。

あと、祝津小学校の部分につきましては、高島小学校と統合したという関係で、1対1の統合でございましたけれども、高島小学校の教室を借りまして、そのスペースに展示させていただいている状況でございます。

○秋元委員

◎北手宮小学校閉校後の雪まつり資料館の設置場所について

それで、1点、私の住んでいる地域の近くでもあるのですが、北手宮小学校には雪まつり発祥の地の資料が2教室分ぐらいあるということで、その集約といいますか、北手宮小学校がなくなった場合に、それらはどこに設置されるのかと心配されている方もいらっしゃると思います。当然残していただけたらと思うのですが、今、ほかの学校については教育委員会庁舎の中ということでしたが、2教室になると結構な規模です。その辺の考え方というのは、何か議論などされていますか。

○（教育）主幹

北手宮小学校の雪まつり資料館につきましては、先ほどの議論の中で、跡利用を色内小学校と同時期ということで、北手宮小学校の跡利用についても、企画政策室が主体になっていろいろと話をさせていただいているところですが、この雪まつり資料館については、私どももそういう資料は大事だという話を聞いていますので、何とかして、どうやってか、残していけるのかどうかという形になろうかと思うのですが、この北手宮小学校の跡利用の仕方といいますか、そういった部分でもいろいろと課題がございますので、そういったことの中で、いろいろまだ課題を検討していかなければいけない部分は多くございまして、そういった部分を閉校までの間にいろいろ考えながらやっていきたいという形では思っております。

○秋元委員

わかりました。ぜひよろしく願いいたします。

◎避難支援について

次に、福祉避難所の機能確保について、福祉避難所の機能確保とはどのようなことをいうのか、説明していただけますか。

○（総務）小濱主幹

福祉避難所の機能確保ということですが、まず、福祉避難所は、身体等の状況によりまして、入院や施設への入所までは必要ありませんが、一般的な避難所では生活に支障を来す高齢者や障害者の方などのために、特別な配慮がされた避難所をいいます。このため、福祉避難所では、例えば施設面では、介護や医療相談を受けるためにプライバシーが考慮されたスペース、あとポータブルトイレが使えるなどといった機能が必要となりますので、このような福祉避難所としての機能を資材等の整備などにより確保するというところでございます。

○秋元委員

平成26年度主要施策等一覧に、社会福祉施設9か所と協定を結んだという記載がございました。今、説明していただいたとおり、福祉避難所に避難する方には、要援護者の方もかなり含まれるのだらうと思うのです。災害等があったときに、その要援護者の方というのは、社会福祉施設ですか、協定を結んだところに避難する際の周知というのはされているのですか。

○（総務）小濱主幹

福祉避難所の周知ということですが、この周知につきましては、まず、災害発生時に、小・中学校の避難所を開設することになりますので、身近な避難所に避難していただくことになります。そこで避難生活が長期間に及ぶ場

合に、福祉避難所を開設いたしまして、特別な配慮を必要とする高齢者や障害のある方などに福祉避難所に避難していただくことになります。このため、周知については、協定を結びましたが、支援員や要援護者の方、個々への周知は、今はしておりませんが、広報おたる 1 月号にその福祉避難所として開設する施設と協定を締結したこと、福祉避難所への避難などについて記事を掲載して、周知を図ってきたところでございます。

○秋元委員

まずは一次避難所に避難されるということなのですから、その際、長期にわたる場合、要援護者に該当する方々を振り分けるといいますか、そちらの福祉施設に移っていただくという判断というのは、どなたがされるのでしょうか。

○（総務）沢田主幹

移る判断ということでございますけれども、現在、避難所運営マニュアルを策定中でございます。その中で、そういう方が避難されてきたときに、災害時要援護者ニーズ調査票というものをつくりまして、その方がどのような状態なのか、たぶん介助者がいると思いますので、その方からの状況の把握や本人の希望、そういうものを決めて避難所から災害対策本部に連絡して避難所に移ると、そういう流れになるかと思えます。

○秋元委員

細かい部分など、たぶんまだ決まっていない部分が多いと思うのです。私も支援員の一人なのですから、災害があって、その援護をする方と一緒に一次避難所に避難して、たぶんずっと一緒にはいられないと思うのです。そのときの対応といえますか、今、ニーズ調査票を配るということだったのですけれども、その辺もたぶんこれから詰めていかなければならない部分だとは思っています。長時間、長期間になる場合にしっかりと対応できるような細かい対策といえますか、それはつくっていくと思うのですけれども、いつぐらいをめどにそういう避難所運営のマニュアルをつくっていく予定なのか、その辺はどうでしょうか。

○（総務）沢田主幹

先ほども答弁しましたが、今、作成中ということでございます。これにつきましては、早ければ早いほどいいと思うのですけれども、とりあえず私どもは平成26年度にはつくりたいと考えております。

○秋元委員

それで、災害時要援護者の登録状況について伺いたいのですけれども、年度ごとの新規登録者数、それと全体の登録されている方の人数をお聞かせいただけますか。

○（総務）小濱主幹

災害時要援護者の方の登録状況ですが、本市では、平成20年度から災害時要援護者の登録を開始いたしました。20年度の時点で7,085人の登録がありまして、その後、新規登録者につきましては、21年度は1,487人、22年度は259人、23年度は206人、24年度は61人、25年度は、現在まで62人となっております。この間、施設などに入所された方、市外へ転出された方、また死亡された方もおりますので、現在の登録者数は6,755人となっております。

○秋元委員

以前から話をさせていただいていたのですけれども、この登録や周知の方法は、現在、どのように行われていますか。

○（総務）小濱主幹

登録につきましては、名簿への登録を希望する方から申し出ていただきまして、その場合、地区の民生・児童委員に連絡して、本人のところ、自宅などに訪問していただき、状況を確認していただきます。その上で、本人から申請書をいただき、市へ提出してもらうことになっております。また、世帯状況調査の際に、声をかけて申請していただいたり、周知していただいたり、あと入院や施設への入所など、そういう情報についても市に連絡していただくような形になっております。

○秋元委員

以前も話をさせていただいたのですが、民生・児童委員の方が、その登録を希望される方のお宅を訪問するのが大変だという話を伺っています。そういう民生・児童委員にかかわることは地域福祉課の所管ですか、当委員会の所管ではないですが、何かそういう登録の方法やその周知方法を一度考えるべき時期なのかなと思うのです。民生・児童委員の方のそういう大変な話というのは、何か情報として入っていますか。

○（総務）小濱主幹

防災担当でも、民生・児童委員の集まりといったところに行って話をさせていただく中では、やはりそういうところで御苦勞をおかけしているということでの話を伺っているところでございます。

○秋元委員

それで、今後、特に冬場は、高齢の民生・児童委員が結構多くて、そういう要望があってもなかなかすぐにお宅に訪問することができないのだという心配をされている方もいまして、そういう部分でも、民生・児童委員の方にお願いする部分を考え直していかなければいけないのではないかなと思うのですが、その辺について、その登録の方法について、考え直すといえますか、何か議論されていますか。

○（総務）小濱主幹

登録方法なのですが、こちらにつきましては、先ほど申しましたように、現在は希望者からの申出により登録を行っている形になっております。ただ、今後、市では、希望者だけではなく、新たに避難行動要支援者名簿ということで、そちらに該当者の方を登載することになります。そこでまた民生・児童委員に全て回って歩いていただくというような形にもならないかと思っておりますので、今後、その検討の中で、民生・児童委員になるべく負担がかからないというか、そのことについても検討させていただきたいと思います。

○秋元委員

よろしくお願いいたします。

◎防災ラジオについて

続きまして、防災ラジオです。

先ほど、ほかの委員の方からも質問がありまして、台数については先ほど伺いましたので、まず、これにかかった予算をお聞かせいただけますか。

○（総務）小濱主幹

決算額で答弁させていただきますけれども、先ほど、164台ということで、今のところ配ったところを答弁させていただいたのですが、それに購入の単価を掛けまして、合計では75万4,236円となっております。

○秋元委員

それで、これについては、私も以前、一般質問で提案させていただきまして、そのときの市長答弁では今後検討していくということで、平成25年度、まずは町会長、自治会の方、市立保育所に配付されたということなのですが、配付後の要望や意見のようなものは何かあったのでしょうか。

○（総務）小濱主幹

配付後の意見・要望ということなのですが、現在のところまで特にございません。

○秋元委員

私は、以前、希望される方に市が幾らかを補助してやるような形でできないかという提案をさせていただきました。調べますと、やはり沿岸部の市区町村ですと、今、かなりの地域で、市区町村が助成して、防災ラジオを希望者に配付しているというところがありまして、その補助率というのも、1台につき2,000円だったり5,000円だったり、さまざまなのです。この防災ラジオを受け取ったある方に話を聞くと、自分にはあまり必要ないと言われてがっかりしたのですが、そういう意味でも、避難訓練に伺いますと、特に沿岸部の方はやはり一生懸命取り組

んでいると感じますし、危機感もあるのだなと思うと、必要な方に配付できる形のほうが有効なのではないかと思うのです。その辺はいかがでしょうか。

○（総務）小濱主幹

ラジオについて、補助をして希望する方に配付するということなのですが、先ほど話がありましたほかの沿岸部の市町村のラジオなのですが、あちらになりますと、そこまの防災行政無線を受信できるラジオということで、その補助を出しているという形になっています。私どもで配付したラジオにつきましては、防災行政無線が入りませんので、市販のラジオのような形になっておりますので、方式が若干違ってくると思います。

その普及については、来年度につきましては、また子供たちが集まるような施設ということで、放課後児童クラブや私立保育所に配付させていただくということで予算計上しているところでございます。今後、どのような形でラジオを普及させていくかというのを、これまで配付した町会の反応、また要望などがありましたらそれも伺って、今後も検討させていただきたいと思っております。

○秋元委員

沿岸部の住民の方々への対応といいますか、対策なのですが、昨年、たしか酒井議員が一般質問で質問されていた沿岸部のスピーカーについて、要するに、そういうスピーカーがないので、災害があったときに連絡できるようなスピーカーが欲しいという話を小樽市議会「市民と語る会」の中で伺いました。その議会答弁も伺いました。実際、いずれは何らかの形で対策を講じていかなければならないのだと思うのですが、スピーカーとなりますと、特に今の避難訓練の中でも、スピーカーだと音が聞こえないという話も多々いただきます。そういう部分でも、私は、希望される方が、特に高齢者の方、携帯電話やスマートフォンを持っていない方が情報を得るために、防災ラジオを市が補助して支給したほうが、配付したほうが有効なのではないかと思うのです。実際、そのメンテナンスや設置費用などのことを考えても、沿岸部にスピーカーを設置するよりは現実的なのではないかと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○（総務）小濱主幹

情報手段ということで、私どももいろいろと検討を進めているところなのですが、海岸にある屋外のスピーカー、ラジオもそうなのですが、それぞれにやはり一長一短がありまして、これでいいということもございません。スピーカーもありつつ、本当は、ラジオも、ほかにもいろいろな手段があれば、何かの手段で情報をつかめる確率が高くなりますので、そのほうがよくなるかと思うのですが、その短所、長所、あとは予算の部分、そういうことも考えながら、いろいろな情報伝達の手段を検討している最中ですので、その中でも、先ほども言いましたように、そのラジオの普及についても検討させていただきたいと思っております。

○秋元委員

私は、防災ラジオについて、いろいろなツールを必要としない人にはたぶんあまり理解されないというか、受け入れられないのだと思う。

津波ハザードマップの話も先ほどありました。これも関係ない方で見ている方も結構いらっしゃる一方、避難訓練の中でも欲しいという声も実際伺いました。やはり欲しい人は欲しいのだと思うけれども、全戸配布しても、必要ない人はすぐに捨ててしまうのだと思うことを考えれば、やはりその必要な人たちに、まずは情報伝達の手段というのはしっかり考えていかなければならないのだと思うのです。東日本大震災からもう 3 年がたったということで、やはり一つ方向性として考えていかなければいけないのだと思いますので、そこは、いろいろな方法は、先ほど伺ったようにあると思いますけれども、ぜひ必要な方に必要な情報が行き渡るような方策を考えていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

◎無線 LAN 機能付きの自動販売機について

続いて、無線 LAN 付きの自動販売機について、これは成田委員も予算特別委員会で質問していました。私も以

前から伺っていました。まず、以前に千葉議員からも質問がありましたけれども、市の管理している施設での自動販売機の設置の状況は、どのような状況になっていますか。もし台数や設置の状況などがわかれば、お聞かせいただけますか。

○（財政）契約管財課長

市全体の自動販売機の設置状況についてでございますが、平成22年7月に契約管財課で調査した数値がございます。この時点では、市役所本庁舎、また、全体的に外の施設においても、102台の自動販売機がございました。その後、何台か、やはり増えたり減ったりしているのは承知しておりますが、数字として押さえているのは102台です。

設置状況としましては、基本的には目的外使用許可という許可を出して設置させているのが大半ということで押さえております。

○秋元委員

今、目的外使用許可ということでしたけれども、たしか予算書の中にも、文学館・美術館の中の自動販売機について、入札するというのが書かれていましたが、まず市の管理している施設での自動販売機設置にかかわる入札の状況というのは、どのような状況でしょうか。

○（財政）契約管財課長

財政部のスタンスとしましては、極力、競争性を出して、資産の有効活用を図りたいという意向もございます。その中で、美術館で平成23年に新たに外の広場に自動販売機を設置したいという話がありましたので、ぜひ入札で収入を増やす方法はどうかということで提案しましたら、美術館で入札を実施して、目的外使用の金額よりも多い金額で収入は増やしております。その後、入札を新たにやるという形になると、やはり新規事業というのがやりやすい中で、今のところ、私が聞いている範囲内というか、役所の中では入札しているのはそれ1件と把握しております。

○秋元委員

たぶん、課長もいろいろな地域で自動販売機について入札されているのは御承知だと思うのですが、調べますと、結構高額で入札、落札されている場合があります。場所によっては数十万円、数百万円という場所も見受けられます。以前、千葉議員は、そういうことも考えるとやはりぜひ導入してほしいといいますが、入札を行ったほうがいいのかということを提案していたと思います。

ただ、今、課長から御答弁いただいたとおり、新規ということで考えているということだったので、使用料ですと、たしか年間1万数千円という話も伺ったと思うのですが、今後、もし今までどおり、新規のもの以外は使用料として年間1万数千円ということを考えているのであれば、私は違うことを提案したいと思います。それは、無線LAN付きの自動販売機の話をしていただいたのですけれども、栃木県那須塩原市では、無料で、市が負担することなく、この無線LAN付きの自動販売機を導入したという記事がありまして、おもしろいと思うのですが、この辺の説明ができれば、防災担当から説明していただけますか。

○（総務）小濱主幹

栃木県那須塩原市ですが、ホームページ、あと新聞記事等で確認したところ、こちらについては、昨年12月に、全国初の取組ということで、通信事業者と連携して公民館等に公衆無線LAN付き、Wi-Fi機能付きの自動販売機、それに非常食の乾パンを併設したものの12台設置するということで報道発表を行っていたようです。これにつきましては、市が売上げマージンを受け取らず、設置工事や電気代等のランニングコストを通信事業者が負担する仕組みとなっているようでございます。

○秋元委員

私は、一石二鳥、三鳥になるのではないかと思います。契約管財課長の話も伺いましたけれども、年間1万数千円の使用料をとって設置するよりも、これからニーズが高くなる無線LANの機能がついた自動販売機を、市の

持ち出しがなく設置する方法もあって、実際、既にやられている地域もあるということで、メーカーを見ましたら、市役所にも出入りしている業者ですので、まずはそういう情報なども集めながら、小樽市として取り入れることができないのかどうかというのは、検討していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○（総務）小濱主幹

先ほどの栃木県の事例などによりますと、非常食の乾パンをつけたりしているということで、災害時にも有効に活用できるものなのだろうということは感じます。ただ、Wi-Fi機能がついて、ただつながればいいというよりは、やはり市としても何かしらの情報発信などもしていかなければならないと考えておりますので、先ほども言いましたけれども、いろいろな情報伝達手段ということで検討しておりますので、その中の一つのツールとして、今後もWi-Fi機能付きの自動販売機について研究させていただきたいと思っております。

○秋元委員

今、市から情報を発信するということだったのですけれども、要するに、使う方が求めているのは、市からの情報を受け取りたいというよりは、例えば設置している場所は観光地などで、観光客の方がいろいろな情報を、無線LANを使って、このWi-Fiを使って情報を得たいと。また、海外からの観光客も、平成23年度の調査では、たしか一番の要望が、Wi-Fi機能がなくて非常に不便だというようなアンケート結果があったと伺っています。市から発信することを受け取りたいと思っているというよりは、要するに、観光客の方などが万が一の災害のときに情報を集めるために設置するということなのです。だから、今、主幹が言われた、市から何か情報を発信するためのものとは考えていないのですけれども、そこ認識の違いがあるのですが、この辺はいかがですか。

○（総務）小濱主幹

那須塩原市も、普通でいきますと高速通信が可能な地域だということなのですが、観光情報など、大容量のデータを提供するというので、そういうことも想定されるので、このWi-Fi機能付きの自動販売機も設置したということになっているところでございます。

ただ、今、その設置について、こちらのいろいろなこと、検討や課題などもございます。防災としては、今、こういうWi-Fiの無線機能付きの自動販売機があって、そういうスポットもつくっていて、そこに情報を流していくという自治体も何か所か出ているようでございますので、やはりある程度いろいろなことを考えますと、ある程度の情報など、そういうのも提供できるような形になっていくほうが好ましいだろうと感じているところでございます。その辺も含めて、大変申しわけないのですが、細かく、Wi-Fi付きの自動販売機、どこまでどのようなことで、市がどのようなことができるのかなどというのを、まだこの自動販売機につきましては把握できていない部分もありますので、その辺も含めて研究させていただきたいと思います。

○秋元委員

これは以前から話をさせていただいて、そのときから研究するという話を伺っていたのです。たぶん財政的な問題、予算的な問題、どのぐらいかかるのかということも、私もいろいろと調べたりしてはいましたけれども、やはり負担がなければ、それにこしたことはないと思うのです。観光客や市民の方が移動したり観光したりする中で、ぜひ欲しいという要望が多い、それは小樽市だけではないです、全国各地でそういう要望が多い中で、市の情報を発信する準備が整わないとできないというのは、後手後手にたぶんなっていくのだろうと。求められているものですので、そこはやはり、予算をこれだけ負担してくれということではなく、那須塩原市みたいに、無償で、市が1円も負担することなくできるという事業もあるので、ぜひ参考にさせていただきたいと思いますので、前向きな検討をよろしくお願いいたします。

◎行政評価について

次に、行政評価についてです。

まず、今回、平成25年度の18項目の事業の選定条件について説明をお願いしますか。

○（総務）企画政策室安部主幹

まず、平成25年度の行政評価の実施に当たりましては、24年度の実施結果に基づき見直しを行った上で、引き続き、各部における評価調書の作成などの評価手法の浸透に主眼を置きまして、試行として実施したところであります。このことから、評価対象事業につきましては、基本的に企業会計担当部局を除く全部局で一次評価を行うことを前提としまして、25年度予算事業の中から、24年度に評価を実施した事業を除き、一般財源の額の大きいものから、総務部企画政策室で財政部財政課と協議しながら、各部から一、二事業を選んだところであります。

○秋元委員

そもそも非常に誤解しておりまして、これは原部で事業を選んだのかと勘違いしておりました。話を聞いたら、企画政策室で選定したということなのですから、来年度も、今年度と同様、企画政策室が事業を選定するお考えですか。

○（総務）企画政策室安部主幹

平成26年度につきましても、基本的に企画政策室で対象事業の選定の素案を検討しまして、また財政課と協議しながら進めていきたいと考えております。

○秋元委員

一般財源の額が多いものからということだったのですけれども、これは予算特別委員会でも伺ったのですが、本当に七数十万円というものが一般財源の額が大きいものだったのかと思うのです。その辺は間違いないのですか。

○（総務）企画政策室安部主幹

平成24年度に行った事業の数としましては134事業ありましたので、そのときに選んだ条件といたしますのが、長期継続して100万円以上の事業費ということで、相当数選んだ経過がございます。25年度の選定に当たりまして、当初予算の事業の一覧の中から、そういった134の事業、経費などを除いて、その上で、事業の性質的なものとして、市の内部の一般管理経費や、市に実施内容の裁量の余地がない扶助費などの義務的な経費を除いて、そこで残ったもののうち、各部で税などの一般財源を負担して実施している事業について、一般財源の額の大きいものから、所管の課がさらに重複しないように機械的に選定しましたので、事業費としては非常に小さいものが選ばれたという結果になったものでございます。

○秋元委員

そこで、選定された事業を実際に行っている原課への説明はどのように行われたのでしょうか。

○（総務）企画政策室安部主幹

まず、選定した事業の所管課に限らず、この行政評価の実施に当たりまして、全庁的に、市長をはじめとした全部長職で構成されます行財政改革推進本部会議、それから、それを経まして、庶務担当課長会議で、この事業の選定方法を含む実施要領や評価マニュアル、実施のスケジュール等の説明を行っております。その後、同じ内容を、各部の庶務担当課を通じて、対象事業の所管課へ通知したという流れになっております。また、それから各部で一次評価を行っていく中で、こういった事業の選定の方法や理由も含め、評価調書の作成方法などについても、質疑応答を行いながら進めたところであります。

○秋元委員

それで、予算特別委員会でも取り上げた結果集計表のナンバー 9、10、11の事業の二次評価に至るまでの評価過程とといいますか、どのような議論があったのか、9、10、11、それぞれお聞かせいただけますか。

○（総務）企画政策室安部主幹

基本的に、二次評価の過程につきましては、どの事業をどうやったということではなく、全般的に話をしますと、まず各部からの一次評価を終えた評価調書について、企画政策室から所管課にその記載内容や事業内容のうち、市が独自に設定している内容などについて確認を行いました。それから、必要に応じまして、特に長年同じような内

容で継続しているような事項につきましては、他都市での類似事業の実施状況などの資料について各部から徴しまして、それを比較しながら、財政課と協議しながら二次評価の案を作成したところでございます。その後、二次評価の案につきましては、企画政策室から副市長、市長に、その説明、それから確認を行いながら、調整を経て、評価を確定させました。冒頭で申し上げましたように、こうした流れにつきましては、事業に限らず、いずれの事業でもこういった流れで評価いたしました。

○秋元委員

私は、9、10、11のそれぞれの事業でどういう議論がされたのかというのを伺いたかったのです。

他都市の事例もという話でしたけれども、予算特別委員会でも言いましたが、なぜ他都市と比べる必要があるのか、その辺も伺います。

○（総務）企画政策室安部主幹

事業評価の目的といいますか、そういった部分で私が考えておりますのは、まず、例えば長年同じ条件なり同じやり方、そういったものを、職員が自分で見直す機会が必要だと考えておまして、その一つの手段として行政評価、事業評価をやっています。昭和何年代にできた制度がそのまま継続してされている、果たしてこれが、今、市として妥当なやり方なのかということの参考として、他都市の状況も参考になるのではないかとということで調べて、やったところでございます。

○秋元委員

では、具体的に、ナンバー9の在宅寝たきり高齢者等理美容サービスについて、平成18年度に既に受益者負担について議論されて、利用料金を改定したという経緯があります。そういう状況も踏まえて、今回の二次評価でも、実際に理美容にかかる費用ではなく、その方のお宅まで行く費用にしてはどうかという話もあるのですけれども、その辺の、どうしてこういう話になったのかという話を伺いたいです。

○（総務）企画政策室安部主幹

先ほど申しました他都市との比較の中でも、他都市では交通費実費分、事業者が在宅の方へ訪問する実費分だけを出しているという事例もございました。それから、一般的に言いますと、事業全体を見たときに、対象者がある程度限られる事業につきましては、受益者負担という観点からも、やはりその事業の効率性といった観点から、何か検討が必要だという考えもありますので、そういった観点でこういう評価にしたところでございます。

それで、結果集計表には、二次評価ではこういう形で、経費相当分について補助すると書いてはあるのですけれども、今定例会の中で、原部でもいろいろ調べたところ、平成18年度に見直した補助額というのが、一応その見直しの時点では、事業者が在宅者のところへ向かう交通費相当分ということが今回初めて私のほうでわかりまして、原部でも調べて、そういうことだったという報告を受けまして、この改善の内容の出し方についてはもう少し調査が必要だったというふうには反省しております。

（「もう一回聞かせてもらえますか、平成18年度のとき」と呼ぶ者あり）

平成18年度にその補助額を見直す際に、もともと交通費相当分プラスアルファで出していたのが、交通費相当分だけを出すというふうに見直したということだったのです。それで今回、今の額になっているという経過がわかりました。

○秋元委員

では、今、この事業で市が2,000円負担しているというのは、利用料ではなく、交通費という考え方なのですか。交通費は一律2,000円というふうに、市が負担するということにしたということなのですか。

○（総務）企画政策室安部主幹

原部の整理では、一応そういう交通費相当分ということでの補助額というふうに整理されておりました。

○秋元委員

もう時間がないのでまとめて、また改めて伺いますけれども、まず、今まで言ってきましたが、行政評価については、どのような事業が議論されても構わないと思うのですけれども、私はその評価の結果をもう少しはっきり書いたほうがいいのかと思います。視察させていただいた地域でも、非常にはっきり減額するのか、廃止にするのか、予算を増やすのか、もっと事業の内容をどういうふうに絞り込んでいくのかというのを具体的に書いているのです。私たちが行ってその評価調書を見せていただいても、その方向性が明らかにわかるのです。それが行政評価なのだろうと思うのです。それ以降、判断するのは、当然、市長だったりしますけれども、非常にわかりにくいのです。予算を減らす、増やす、両方あると思うのですけれども、そもそもの議論は、予算を減らすということではないと思うのです。そこをまずしっかり踏まえた上で議論していかないと、今回の在宅寝たきり高齢者等理美容サービスを所管する介護保険課長も実際必要な事業だと言っていました、私たちもそれを聞くと、今、そもそもその料金の形態が交通費だったと伺いましたけれども、要するに、必要な事業の部分をどのようにしていくのかというのも議論だと思います。要するに、二次評価で言っていることがよくわからない、なぜ減らさなければいけないのか、なぜ変更していかなければならないのかというのが非常にわかりにくいので、これは平成26年度にも行うと思いますけれども、まずはっきり書いたほうがいいのかと思うのです。どのようにしたほうがいいのかというのをはっきり書いてもらって、その上で議論しないと、いつまでも、この意味はどういうことなのだと聞かなければならないことが出てくると思いますので、ぜひその辺をお願いします。その辺の答弁をいただいて、終わります。

○総務部長

今の御指摘の点についてひとつ善処させていただきたい、要するに評価がわかりづらいと、ここの部分については善処させていただきたいと思っております。

それから、この前の予算特別委員会の中で出た、いわゆる在宅介護にシフトしていく中で、こういった制度が見直されるのがどうか、いわゆる本質的な部分なのです。それについて、最終的に評価を確定していくまでのプロセスです。今の企画政策室の話でいきますと、原部から出てきて、二次評価案をつくって、それが組上にのっていくということなのですけれども、例えば二次評価案が出てきたときに、もう一回原部と協議するとか、フィードバックさせるとか、そういったプロセスも少し考えながら、確定に向けて取り組んでいきたいと思っておりますので、御理解いただければと思います。

○委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

○林下委員

◎再生可能エネルギーについて

私たちの会派としては、再生可能エネルギーの推進ということで、再三にわたって提案したり、訴えたりしてきました。しかし、中松市長は、国の安全審査を待つと、こういった答弁を繰り返しておりますから、私が何回も担当の部局に質問しても、なかなか答えは苦しいのだろうと思うわけであります。

一方、再生可能エネルギー、安く、安全なエネルギーを国民に提供するという法律の整備、あるいは規制の見直しは国においてはなかなか進んでいないという状況の中で、北海道電力も原発の再稼働の遅れを理由に料金の値上げに踏み切りました。そして、そのことにより、もちろん市民生活にもいろいろと負担がかかりますし、先般、新北海鋼業株式会社が、ここは夜間の電力を使って2交代でやっていた工場らしいのですけれども、結局、電気料金の値上げによって自主廃業という判断をしたということが明らかになっております。よく考えてみますと、原発がフル稼働されていた時代も、日本の電気料金は世界一高いという指摘がありました。これからさらに電気料金が上がるということも、申請をするという方針も言われておりますから、この影響というのは、さらにいろいろな形で

出てくるのではないかと心配しているところであります。

そこで、何とか地方でできることはないかということでいろいろ質問してきたのですが、つい先日、石狩市の石狩スマートエネルギーコミュニティ構想研究会というものの報告書の概要が新聞に載りまして、このようなことができるのであれば、我々も何かできることはないかということで、もう一回質問させていただきたいと思います。

この新聞記事によりますと、石狩湾新港の工業地帯に、特に小樽側にも電力を供給する、コージェネレーションシステムというのですか、これを利用して、熱も電気もいろいろな形で、データセンターには冷気をという形で、いろいろと企画されているようなのですが、特に災害時にも安定した電源を確保することができるというメリットがあるということです。この報道の詳細について、石狩市から事前に何か小樽市に対して説明、あるいは考え方、あるいは呼びかけみたいなものはなかったのでしょうか。

○（総務）企画政策室山本主幹

ただいま委員から質問がありました、石狩市が分散型エネルギーインフラの実現可能性を調査している件でございますけれども、これにつきましては、昨年の暮れあたりに、石狩市において今こういう研究会を立ち上げて行うということで、情報の提供があったところでございます。

○林下委員

私も、こういった情報に基づいていろいろ調査したり、情報を交換したりしながら、何とかしていかなければならないと思っています。今の段階ではまだまだ実現に向けたハードルというのは、まだ石狩市もたくさん持っているのだと思うのですが、やはり再生可能エネルギーの弱点を補うという意味では非常に有効な組合せではないかと、そして安い電力が供給できれば、企業誘致といった面でもやはり大きなセールスポイントになると思います。そのようなことも含めて、今回の石狩市の提案については、国の支援策といったことも活用できるのではないかとわさされておまして、私もまだまだ勉強不足なのですが、地方自治体がこういった企画をする、あるいはこういうものに対しての国の支援も期待できるとすれば、今後、小樽市としても、十分に何か検討する素材としてあるのではないかなと思うのです。その点はどうでしょうか。

○（総務）企画政策室山本主幹

検討はできないかということでございますけれども、先ほどの話にありました石狩市のその検討の中身につきましても、石狩市から概要について話を伺っているところでもございます。また、石狩湾新港地域におきましては、事業者による風力発電の建設計画が今ありますけれども、その中でも蓄電池の併設を計画している事業もありますので、この地域での低コストの電力供給の可能性はあるかどうか、国においても電力の自由化に向けた法改正を進めていくとしていることから、今後も情報収集などに努めてまいりたいということで考えております。

○林下委員

いろいろな条件整備といいますか、法律改正や規制緩和などがなかなか思ったように進んでいませんから、なかなか取り組みづらい課題だと思うのですが、ぜひいろいろな障壁を乗り越えて頑張っていただきたいと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

◎北海道新幹線について

次に、新幹線を中心とするまちづくりについてのいろいろな意見や提案がなされておまして、この議論を聞いていますと、どうも市長は20年後の話だからと、こういう感じで答弁されております。確かに認可された時点では24年くらいのスパンと言われておりましたから、どうしてもそういったことでみんなもイメージされているのだと思うと思います。札幌延伸の認可をされた時点から、私は、早期に予算を小樽市だけでも確保してもらって、やはり小樽工区というものの早期着工をやるべきだという主張をしてきましたけれども、なぜそういうことを思っているのかといえば、同時に認可された北陸新幹線あるいは九州新幹線西九州ルートに比べて、非常に遅れが目立ってい

るからです。

例えば、北陸新幹線では既に金沢駅まで試験列車が走ったとか、そういったこともされております。九州新幹線西九州ルートでも、認可されたのは同時なのに、もうあちこちで橋がかかっていて、私も視察で九州に行って、車窓から見たら、これは新幹線の工事ではないかと、橋脚のつくりが高速道路でもないし何だろうかと、どうもこれは新幹線の橋脚だと思えるような工事をやっているところを何回も見ております。そういった意味で、前からどうしても札幌延伸の工事だけが非常に遅れているという印象を持っておりました。

私は、今回、自民党政権になって、公共事業への投資は非常に一生懸命やっている関係もあって、今度は予算が大幅についてくるのではないかと期待していたのですけれども、どうも札幌延伸に向けた予算はなかなか思うようについていないと。この違いといいますか、北陸新幹線や九州新幹線西九州ルートの工事の進捗状況というのは、新幹線・高速道路推進室長はどの程度把握されているのか、まずお聞きます。

○（総務）新幹線・高速道路推進室長

九州新幹線西九州ルートあるいは北陸新幹線の進捗状況についてでございますが、今、委員がおっしゃった金沢駅までにつきましては2014年度開業なのです。今、長野駅から金沢駅、白山総合車両所というところがあるのですけれども、そこまでは2015年開業ということで、それで試験運転もされているということでございます。これと同じように、その翌年にできるのが新函館駅（仮称）ですので、これが1年遅れになりますけれども、まだここで試験運転はされておられません。それで、今回、札幌延伸と同時に認可されたというのが、北陸新幹線でいいますと、敦賀駅までということになりまして、金沢－敦賀間が認可されたということになっています。

また、九州新幹線西九州ルートについては非常に複雑でして、実は佐賀県の一部でいろいろ反対があって、工期が少し遅れたのです。実際には認可が平成20年にされております。それで、20年から工事が始まっているのですけれども、それは佐賀県の武雄温泉駅から長崎県の諫早駅までです。今回認可されたのは、その諫早駅から長崎駅までということで、ここは札幌延伸と同じなので、武雄温泉駅から諫早駅まではもしかすると少し早めに工事が始まっているということになるかもしれません。

いずれにしても、やはり工事費、新幹線整備の事業費についてはやはり、少しの前倒しになってもいいので、北海道に厚くつけてもらおうと。その財源については、小樽市にとっても相当厳しいですけれども、国も厳しいです。それを一部につけることはなかなか難しいとは考えておりますが、ぜひとも北海道においても財源をしっかりと措置してもらうように、建設費、事業費をしっかりとつけてもらうように要望していきたいと思っています。

○林下委員

私も何回か視察で見せていただいていますけれども、例えば、金沢駅には新幹線のホームが完成してしまして、すばらしいホームがもうできているのです。実は新幹線の認可される前からホームがあったそうです。そのぐらい差がある。森元総理大臣の地元ですから、そのぐらいの差が出るのかもしれない。九州新幹線西九州ルートの話も、どうしてこんなに認可する前から工事が進んでいるのだらうかと思いましたが、小里元衆議院議員など有名な、有力な政治家がいて、そういう、どこで予算が確保されたのかわからないのですけれども、そういう状況だという話です。

そのようなことを考えますと、道内にも有力な代議士がたくさんいるわけですから、何としてもこの予算を確保していただいて、今のところ、札幌延伸に向けて、例えば道南であるとか、札幌市であるとか、いろいろ準備段階の予算は確保されて動き出していることは承知しているのですけれども、まだまだ具体的に、例えばトンネルを掘り始めたとか、そういう話には全然なっておりません。それを考えますと、やはり本当に20年もかかるのかという感じになるわけでありまして、やはり一年でも早く札幌延伸を実現するためには、何としてもこの予算を確保していただかなければ、なかなか進まない。ただ、技術が非常に進歩しておりまして、例えば小樽からトンネルを掘り始めても、どこから掘り始めても全然影響がない。GPSできちんとやるものですから、どこから掘っても1ミ

リメートルの狂いもなく工事ができるというのが今の技術だそうですから、ぜひ新幹線・高速道路推進室としてそういう取組をお願いしたい。本当に20年かかってしまったら、これは北海道のためには全くならないと思いますので、ぜひその点についてよろしく願いいたします。

○（総務）新幹線・高速道路推進室長

やはり工期の短縮というのは、新幹線効果の早期発現、それから市内経済の活性化につながると考えておりますので、小樽市あるいは後志、それからオール北海道と一緒に、幅広い観点からの建設財源の確保、あるいは、実際に事業費が上がりますと地方負担も上がってしまうものですから、そういう財源の仕組みになっているものですから、整備費が増えると地方負担も増えると、そういったことのないように、地方負担に対する財源措置の拡充、こういったものについても強く訴えて、事業費を増やしていただいて、早期に完成するように、工期が短縮するように訴えてまいりたいと、要望してまいりたいと考えております。

○林下委員

よろしく願いいたします。

◎市立学校教員の逮捕について

次に、教員の逮捕について、先ほど御報告がありました。ほかの委員からも質問されております。前代未聞の不祥事だということで、私も本当に大きなショックを受けましたけれども、やはり学校現場の皆さんや教育委員会の皆さんの衝撃は本当に大変なものだったろうということで、今定例会で取り上げるのが遅いのではないかという指摘もいろいろとありましたが、私どもは、やはり全容がきちんと説明されるまで発言は控えたほうがいいのではないかと、見守ってきたという状況であります。やはり何よりも、一番影響を受ける児童たちにしっかり対策がとられるのが最優先だと、こういう判断もありまして発言を控えてきたのですけれども、今日の説明を聞いて非常に不思議に思っていることが1点あります。

そこで、教員を採用する権限が道教委にあることはわかっていましたけれども、この間、臨時教員という期間があって、この教員がどこでその期間を過ごして、そして例えば、道教委が採用に当たって面接するといったことがあったはずなのですが、その間、臨時教員として働いていた時代の現場あるいは校長や教頭の評価がどうだったのか。どうも小樽市にぽっと教員として配属になってこういう不祥事が起きてしまう、たった1年でこういった不祥事が起きて、小樽市でいかにもどうなっているのだという感じで、私は、採用された時期から考えて、今までどうだったのだろう、どういうことだったのだろうということが非常に不可解でなりません。それで、道教委の採用基準みたいなものがどのような形でなされているのか、その点についてお答えできればお願いします。

○（教育）学校教育課長

北海道教育委員会におきましては、まず1次試験を行いまして、これで採用予定者数の3倍ぐらいをとります。その後、2次試験として、個別面接、集団面接、そして適性検査、クレペリン検査といった性格検査、そういったものを行いつつ、教科等の指導法の検査、これは記述試験という形でっております。そういった採用試験の中で、経歴という部分について、道教委がどの程度判断しているのかはわからないのですけれども、大学卒業見込みの方、また、30代まで、40歳になるまで採用試験を受けるということでいえば、いろいろな経験のある中で、こういった1次試験、2次試験を突破してきたと。平成25年度でいけば、小学校で言えば4.8倍という、やはり狭き門の中をくぐり抜けてきたという形でございます。

本市での配属ということでいきますと、人事作業の中で、小学校では何人新規採用者が必要なのか、中学校では何人なのか、教科は何なのかというところを割り出して後志教育局に報告しますと、結果的にその人員が本市に割り当てられて、本市に割り当てられた人員をそのまま受け入れるというのが実情でございます。

○林下委員

私も、教員になるには狭き門をくぐって、非常に優秀な方が採用されていると信じております。ただ、どうして

1 年余りでこのようなことを起こしたのかということを考えますと、やはり採用試験に、もちろん資格はある方ですから、それは問題ないと思いますけれども、今まで、例えば試用期間みたいなものが、民間企業であれば一般的には半年間ぐらいが標準的な期間だと思うのですが、教員だったらもっと長くて、1 年ぐらい試用期間があるとか、そのような状況を考えますと、臨時教員だった期間の現場の校長などの評価といったものが、道教委の採用試験で全く参考になっていない。あるいは、そういうシステムになっていないとすれば、私はまたこういう教員が採用されることが起きるのではないかと心配するのですけれども、その点について、小樽市教育委員会としては、道教委に対して、採用のあり方について何か提言すべきことがあるのではないかと。再発というか、そういうものを防ぐためには、何か現場の声が反映されるような仕組みが必要ではないかと思うのですけれども、その点はいかがですか。

○（教育）学校教育課長

我々市町村教育委員会としては、任命権がないという中では、やはり北海道教育委員会に本当にいい人材を教員として採用していただいて、市町村教育委員会に配置していただくという部分で、そこは切なる願いというか、思っているのですけれども、北海道教育委員会にいたしましても、わずかな時間の、そういう 1 次試験、2 次試験がありますが、そういった限られた時間の面接でその人物を見極めることは、やはり非常に難しい部分もあると思います。

そういった意味で、公務員は、採用されたとしても、一般の公務員であれば 6 か月の条件つき採用期間がございまして、そこで適正に勤務して初めて正規職員になれると。教員の場合は、さらに 6 か月長くて 1 年という、いわゆる見習期間があるところでございます。そういう形で、市町村教育委員会に配置、各学校に配置ということになれば、小樽市教育委員会がその教員をやはり育てていかなければならないと、そういう責務を服務監督権者として有しておりますので、服務規律の部分についても、教員としての資質向上についても、見習期間のうちにいろいろ指導して教員として育てていく形になりますので、そこは、任命権者、服務監督権者がやはり連携しながら、二度とこのようなことがないように取り組んでいきたいと考えております。

○教育長

補足させていただきます。

採用に当たっての協議会というのが道教委にありまして、試用期間中、いわゆる期限付きの任用をされた者の勤務状況というのは、校長を通じて意見聴取する仕組みはあるのです。それは今でも行われていますけれども、新卒の教員の場合にはそういうものはないので、1 次試験、2 次試験の中での判断ということになります。

ただ、今回、私どものところでこういう事件がありましたので、過去に、彼は期限付きで何年も、今 38 歳ですから、5 年ぐらいは期限付きで任用されていたということがありますので、その辺の任用期間中にどういう意見が市教委に上がっていたのか、道教委に上がっていたのか、また、こういうことを踏まえて、改めてどういう採用の方法が適切なのかということについては、私から後志教育局を通じて、道教委には意見反映をさせていただきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○林下委員

よろしくお願いいたします。

◎学校給食費の未納について

次に、学校給食費の値上げについて報告がありまして、ほかの委員からの質問も含めて、先ほどの答弁であれば、まさにぎりぎりの算定をしていることもよくわかりました。そういう状況であればあるほど、これまでの給食費の未納の問題というのは、議会でも対策を求める声がずいぶん上がっておりまして、そういったことを考えますと、こんなぎりぎりですら本当に大丈夫なのかと思うのです。よく考えてみますと、例えば、生活保護世帯みたいに本当に生活に困窮しているという部分では、あらかじめ給食費は徴収されていると伺っておりますし、基本的には、支払

能力のある人が、収入があるのにもかかわらず未納になっているというのが多いと理解しています。そこで、現状、過去のデータで結構なのですけれども、その未納世帯の状況はどの程度のものになっているのか、まず確認したいのですが、いかがですか。

○（教育）学校給食センター副所長

未納の状況でございますけれども、平成24年度の未納の状況で答弁させていただきますと、金額としては580万円、収入率としましては98.64パーセントとなっております。

○林下委員

98.64パーセントというのは、意外と少ないのかもしれません。この数字で見る限り、消費税が上がって、それに相当する分というふうにとれるのですけれども、一番気になっているのは、食材費も大変上がっているというところですね。これは、先ほどの話でもあったように、小樽市では、それでもなおぎりぎりの値上げということで、この食材費の値上がりの実態というのは、先ほどありましたけれども、予備費を前提に組まれているのか、私はどうもあまりにも、この先の物価上昇も含めて考えると、本当に大丈夫なのかと感じるのですが、その点はどうでしょうか。

○（教育）学校給食センター副所長

主食であるパンや御飯、麺類、それから牛乳につきましては、年間を通じての金額ということで算定しておりますので、こちらについては問題ないというふうに考えております。また、おかげにつきましては、確かに食材価格の動向というものがございまして、こういった価格の動向を注意しつつ献立を工夫、あるいは給食内容に影響が出ないよう食材を選定していくということで、今回の給食費で問題なく給食を提供できるというふうに考えております。

○林下委員

私も、いろいろ苦労されて立てた計画ですから、間違いはないというふうに理解いたしました。

ただ、昨日の予算特別委員会でも誰かが発言していたように記憶しておりますけれども、先般、商工会議所の懇談のときにも、小樽市内の労働者の平均年収が220万円ということで話がありました。220万円というのは、どう見るかということもあるのですけれども、実は年収200万円を切るとワーキングプアと言われているそうで、そういった意味からいえば、勤労世帯の家計のやりくりも非常に大変な状況なのだと改めて思うのです。春闘でも賃金がなかなか上がらないということも考えますと、学校給食費の未納がこれから増えていくのではないかと心配するのです。未納問題がこれからも続くとすれば、給食事業に支障が出ることはないのかということ、想定されてはいるのでしょうか、その点についてはどのような考え方で計算されていますか。

○（教育）学校給食センター副所長

低所得者、低所得世帯の問題についてでございますけれども、所得の少ない世帯の方々につきましては、既に生活保護、あるいは就学援助といった制度の中で、給食費について対応されているというふうに認識しております。そういった方々の未納につきましては、発生することはないというふうに認識はしております。また、それ以外の世帯、払えるのに払わない世帯、そういったところにつきましては、引き続き督促、納入交渉等を進めて、未納の解消に努めてまいりたいと考えております。

○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、一新小樽に移します。

○成田委員

◎固定資産税の誤賦課について

冒頭に報告がありました固定資産税の誤賦課について、私も少し追加して伺います。

固定資産税の誤賦課の部分、家屋のところについては、一体どの時期からこういった状況が続いていたのか、償却資産のほうは制度が変わったということが書いてあるのでわかるのですが、この家屋について、どのぐらいの時期からこういう形になってしまっていたのかというのがわかりでしたら、お答えいただけますか。

○（財政）資産税課長

家屋のその見落としにつきましては、平成14年ごろからあったのではないかと考えております。

○成田委員

制度の見落としと違って、こちらのほうに関しては、そういった引継ぎなり、そういったところがちゃんとなされてなかったのか、やはりどこかでおかしくなってしまったと思うのです。制度の見落としであれば、その制度をもう一回見直して、それに沿ってやれば、当然ながら大丈夫だと思うのですがけれども、この家屋の部分に関しては、今後、市の状況を考えると、物件が少なくなる、若しくは取壊しというのが多くなる、そういったことなどが増えることが予測されるので、それに対して、この家屋の部分に対して、今後、どういう形で対応策をとっていくのか、お聞かせ願えますか。

○（財政）資産税課長

これまで、附属家の実地調査につきましては、その附属家の記載がない物件番号図というもので調査していただき、それで確認していたのですが、今後につきましては、物件番号図と附属家のリストを合わせ持ちまして、その有無の確認をやって、誤賦課を防止していきたいと思っています。

それと、納税通知書で、建物が壊されたときの説明が最終ページにあるものですから、なかなか見てももらえないので、皆さんの目につく構図、家屋の構造や面積、評価額が入っている下の余白に、壊した場合には、建物だけになっていたのを、建物の附属（簡易物置）、簡易車庫というふうに具体的に表記しまして、その辺について、壊したときには資産税課に連絡してくださいということで、詳しく記載して周知しようとしています。

○成田委員

特にこういった税金のところにかかわるミスというのは、市民の皆さんから厳しい声をいただくことが非常に多いので、ぜひ今後とも、そういった対応策をしっかりとって、わかりやすく市民に通知していただければと思います。

◎人口動態について

次に、人口動態について伺います。

人口については、本会議、予算特別委員会等も含めて話をさせてもらっていました。また、共産党の小貫委員からも、こういったところについて、国勢調査等の状況などの話がありました。そのような中で、非常に気になるデータを見つけてまして、よく将来人口の予測という話をさせてもらっているのですが、国立社会保障・人口問題研究所のホームページの中の、市の将来人口の予測の中で、小樽市の人口に社会的な影響が全くないとしたらというデータがあったのです。封鎖人口と言われるものです。2035年、およそ20年後の話なのですが、引っ越しができる状況、普通の、通常の状態ですと8万2,914人と推定されています。これが、封鎖人口、引っ越しができない状況であれば9万5,591人、およそ1万3,000人、封鎖人口だと人口が多いのです。1万3,000人分多く、20年後は社会的な転出をしてしまうということが言えるわけなのです。

そうであると、その部分の中で、一体どの世代がそういった社会的な流出をしてしまうかというのが非常に気になったのです。年齢ごとにいろいろ調べると、55歳以上はほぼ95パーセントの割合で残られていて、封鎖したときとしないときを比べて、5パーセントぐらいしか差がありませんでした。そのような中で、2035年において一番気になった世代が5歳から9歳までで、封鎖したときに比べて、普通にこのままにしておくと、20パーセントぐらい人口が減ってしまうと、逆に封鎖すると、25パーセント多いということです。あと、差が大きな世代としては、25歳から29歳まで、30歳から34歳まで、35歳から39歳まで、40歳から44歳まで、このあたりが大体20パーセントか

ら30パーセントぐらい、封鎖人口よりも封鎖しないときの人口のほうが少ない、この世代がいなくなる割合が高いのです。

当然これは2035年まで、点ではなく線なので、長い時間、20年かけてその世代が少なくなったと言えるので、これだけだと何とも言えないのですけれども、その一方で、直近の2015年や2020年、2025年で比較しても、どうしても25歳から29歳まで、30歳から34歳まで、この部分の人口が1,000人ぐらい少ないのです。極端にこの世代だけ将来人口が減る、封鎖人口と比べて、つまり引っ越しをしてしまうと予測されてしまっているのです。非常に気になるが、この25歳から34歳までぐらいと、あと多いのがやはり5歳から9歳まで、そうすると、どうしても小学校に上がる前、若しくは小学生に上がったぐらいの子供を持った25歳から35歳までぐらいの、もしかしたら家族の方の社会的移動が非常に多いのではないかと、若しくはそういう予測がされているので、こういった部分の流出要因などという部分で何か、今、予測を基に話をしているのですけれども、市の中でつかんでいらっしゃることはございますか。

○（総務）企画政策室杉本主幹

国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口、これにおける小樽市の人口移動の推計についてでございますけれども、これにつきましては、直近の平成17年と22年の国勢調査による移動状況を基本として現在推計されております。ここから出てくる数字については、今、委員がおっしゃったような傾向というのはありますけれども、特にこの人口移動傾向の推計の要因については、今のところ、把握されてはおりません。

○成田委員

それで、今まで、小樽市の人口対策では、やはり若年者の雇用に力を入れていたはずなのです。もちろん雇用があるにこしたことはないのですが、それはやっていただいてももちろん問題ないと思うのです。一方で、この人口予測を見ると、20歳から24歳までとか、15歳から19歳まで、高校を卒業したとき、大学を卒業したときの社会的な人口減は、予測ではあまり高くないのです。そこで流出しているのかなと思ったら、18歳若しくは22歳で小樽を離れる人が多いのかな、仕事がないからいなくなるのかなと思いきや、実はそうではなかったと。多かったのは、20歳代半ばから40歳代、そして子供と一緒にいなくなるというパターンで、これも数字としてこういう予測が出されているわけなのです。では、どうしたらいいかというと、当然ながら、その世代の方がそういった社会的移動をしないようにするための施策を打つ、なぜいなくなっているのかという理由がそもそもわからなければ、どのような対策をとっても、やはりそこには効果がないと思ってしまうのです。

もう一点、わかる範囲で伺いますが、国勢調査等の調査の中で、20歳代から30歳代までの世代がいる、市外に転居した世帯の中で、札幌市内に勤務地がある方が転居するパターンが多いのではないかと思います。札幌市内に勤務しながら小樽市内に住んでいたけれども、家を買う、若しくはマンションを買うといったときのタイミングで小樽市内から出られてしまっているのではないかとということが予測されるのですが、そういったデータというのは、統計の中で上がっているのでしょうか。

○（総務）企画政策室杉本主幹

小樽市から転出された年代というのは、国勢調査の移動人口の集計から見ても、20歳代から30歳代まで、おっしゃるあたりが多くなっておりますけれども、国勢調査の統計上では、勤務地との関係というのは出ておりません。

○（総務）企画政策室長

今の答弁のとおりなのでございますけれども、年代別、それから勤務地ということでの条件では、そういうデータはないのですが、国勢調査の中で、5年前にどこに住んでいましたかという問いがございます。その居住地の部分で答弁させていただくと、平成22年の国勢調査によると、5年前に小樽にいて、市外に出た方が1万2,720人という統計上の数字がございまして、そのうち札幌市に転居した方が46.1パーセントという、そういう国勢調査上の数値はございます。

○成田委員

個別にもっと深くやっていけば、もちろんわかるデータもあると思うのですが、国勢調査のとり方で、なかなかそういった部分が出てこない部分はあると思います。この部分が数字的にどうしても、非常に何か問題があるところだというのは、あやふやなデータで、いろいろな部分で突っ込んでみますけれども、やはり20歳代から30歳代までの世代の転出、若しくはそういったところが多いというのは、数字としてこうやって予測もされているので、やはりそれについては要因をもう少し突きとめる必要があるのではないかと思います。自然減で人が、寿命でお亡くなりになるというので人口が減るのは、これは仕方がない話なのですが、その一方で、社会減の部分というのは、一体何が原因なのか、教育といった部分を、もっといいものを求めて移動しているのか、若しくは住宅を買おうとしたときに、住宅は、小樽市内には土地が全然なくて、札幌市内のほうがいろいろと選択肢があるから行ってしまっているのか、そういった要素を、この数字、20歳代、30歳代のあたりの社会減を減らすために、もう少し掘り下げて、今後、調べていただきたいというのが一つの要望なのですが、その辺についてお答えいただけますか。

○（総務）企画政策室安部主幹

先ほど来の委員の質問やこちらの答弁でもありましたように、人口減少の傾向や転出が多い年代、転出先などを判断しますと、推測的なそういった要因というものは考えられるわけですが、おっしゃるように、今後、より効果的な対策を講じていくためには、具体的な要因の分析がどうしても必要と考えておりますので、他都市での取組事例などの研究も含めまして、取り組んでいきたいと考えております。

○成田委員

雇用をどれほど増やしても、結局、札幌市内に家を構えてしまって小樽市内に通うという形になってしまえば、せっかくやった雇用策も意味がなくなるので、これについては、やはりもう少し掘り下げて調査していただきたいと思います。

◎冬季の遊び場所と体力の因果関係について

それで、そういった部分で、教育といった部分でも、どうしてもいろいろと要望したい部分があります。本会議や予算特別委員会でも少し触れさせてもらったのですが、冬季に活動する場所、遊び場と体力の因果関係についてもう少し伺います。冬の間、子供が外遊びをすることが少ないのではないかとこの部分の観点から質問させていただいたのですが、特に小樽市の学校では、冬に外で活動することや遊ぶことに対してはどのように話をされているのか、若しくは指導されているのか、お答えいただけますか。

○（教育）指導室主幹

学校での指導についてでございますけれども、まずは教育課程においては、小学校低学年で、生活科の学習において、冬を楽しもうという題材の中で、公園や校庭などで雪遊びなどをすることを通して、冬の間も楽しく生活すると、そういう学習も行われております。

また、冬休み中の過ごし方というのも重要でございますので、スキーなどのスポーツを積極的に行うなど、健康の保持・増進を図る、そういう指導を行うよう学校に通知等をしているところでございます。

○（教育）学校教育課長

そのスキーに関連してなのですが、冬休み期間中に小樽スキー学校を開催しております。今シーズンで63回目を迎える伝統あるスキー学校なのですが、1月上旬に5日間かけて行っておりまして、小学校4年生以上及び中学生が対象ということで、今回は285名の参加者がありました。そういった参加の促進を今後図りながら、冬場の体力づくりに寄与していくという形で取り組んでいきたいとも思っております。

○成田委員

きっと、学校内での活動では、そういった形でスキー授業なり、いろいろそういう形で取り組まれていることと

は思います。その一方で、学校を出た後に、ふだんどうしているのかということ、どうしても、ほかのまちと比べて、外で遊んでいる子供の姿があまり多くないと、特に小学校低学年から、それこそ幼児からですけれども。結果的には、やはり冬、外で遊ばない、若しくは遊べる環境が少ないから、どうしてもゲームといったほうに走ってしまう。そういったところが学力に影響してしまう。そういうことが一つの要因としてあるのではないかという話を今までさせてもらっておりました。

それで、当然ながら、小樽市の今の環境を考えると、公園をたくさんつくる、若しくは冬の間遊ぶ場所をつくることは、地理的な要因もあってなかなか難しいと思うのです。その一方で、冬の間もっと活動しましょう、どうしても見ている限り、小学校の低学年の児童たちが外で遊んでいる姿をやはり見ないので、では体育館などを使いましょうとか、そういった形で、ふだんの生活の中で運動するような機会を、もう少しこの小樽に限っては啓発してもらってもいいのではないかと。家の中にいて、どうしてもゲームなど、そちらばかりに集中してしまうようなところを、少しそちらに振っていただきたいというのが思惑としてあるのですが、それについて今後どのように取り組まれていくか、お答えいただけますか。

○（教育）生涯学習課長

委員の御質問はかなり広い観点、範囲からのものだと思いますが、所管している事業の中でしか答弁できないのが大変申しわけないのですけれども、冬の間運動について、外というわけにはいきませんが、学校開放を利用した事業を生涯学習課と生涯スポーツ課それぞれで所管しております。それぞれで答弁させていただきたいと思います。

まず、生涯学習課では、地域のボランティアの御協力を得まして、土曜日の午前中、小学校の体育館を利用して、バドミントンやバスケットボールなどのボール遊びなどを行っております。この事業の今後についてであります。ボランティアの確保がなかなか難しいといったこともございますので、そういったところで人員の確保に努めること、また、遊びの内容といたしますか、それぞれのスポーツの内容等の工夫にも努めて、冬場に運動を行える場所の確保に努めてまいりたいと思います。

○（教育）生涯スポーツ課長

生涯スポーツ課が担当しているものといしましては、まず、市内の小学校を利用した学校開放事業、また、学校施設でありますプールの開放事業、それと屋外の部分におきましては、体育施設等がございます。また、室内の部分では、通年で総合体育館の開放を行っております。また、総合体育館では、通年で行えることもありまして、それぞれの競技種目等、また、高齢者から幼児の方まで対象にしたスポーツ教室事業などを行っております。

○成田委員

もちろん、体育館の開放など、いろいろな使い方があると思うのですけれども、一方で、体育館となると、どうしてもスポーツをする場所という部分で、小学校低学年の児童だとそれよりも鬼ごっこをしたいとか、そういった形でも使いたいという要望があるのかもしれないので、学年とか、そういったところに合わせた、冬のそういった施設の利用等の啓発をぜひもう少しやっていただきたいと。今あるものでできるもので、それをもっと周知してほしい。教員にもこういう施設が使えます、ありますということを伝えてもらいたいと思います。

◎色内小学校閉校後の跡利用について

話を交えて、色内小学校の閉校後の跡利用について伺います。

先ほども質問がありまして、道営住宅ということで跡利用についての話がありましたが、今後のコンパクトシティ、小樽のまち全体のあり方からすると、あそこに集合住宅が建つことは非常にいいことだとは思っています。その一方、先ほど質問の中でもありましたけれども、あのあたりでいうと一番ネックになる部分は、周りが急斜面で遊ぶ場所がないことです。今まではそういった形で色内小学校のグラウンドを利用していたというものが、今後全くなってしまうのかとなると、あの急な坂の地域だと、子供たちが集える場所がなくなってしまうと。若

い世代の方などが住むときに、近くにキャッチボールができるような公園もない、キャッチボールもできないようなところに住みたいかという、やはりそこはどうしても考えてしまうと思うのです。

そこで、道営住宅だと、近隣に小さな公園などができたりするということがよくあると思うのです。そういったところにする際には、道とも話をしていただくか、そういった形で公園をつくっていただく、若しくはその面積を幾分かでも大きくしてもらうような働きかけはできないのでしょうか。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

建設部に確認したところなのですが、道営住宅等を建てる際には、主に居住者向けになるかと思うのですが、幼児の遊具スペース、こういったものを設けるケースが多いようです。ただ、今、委員がおっしゃっているような、キャッチボールができるようなやや広めのスペースというのはなかなか難しい、現実的には難しいのではないかと建設部から聞いているところでございます。

○成田委員

このあたりに関しては、そういった子供若しくはお年寄りの方が集えるような平たんなスペースというのは、今後、設けていかないのかというところが非常に気になるのです。それについては、今のところは全く対応されないという感じですか。それとも何か検討されていく形なのでしょうか。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

私どもがこの道営住宅として持っていきたいという考え方を整理していった中で、課題として何点か挙げている部分がございます。その中で、色内小学校周辺の遊び場の確保というのも課題の一つとして押さえております。同校の閉校までまだ2年ほどございますので、その間で整理していくということで、私どもの中では進めていく方向で考えているところでございます。

○成田委員

まだ時間があるということですから、近隣に住まわれている方の要望も含めながら、できる限りの、キャッチボールは小さな範囲があれば、それこそ築港の道営住宅のところにも小さな公園がありますけれども、キャッチボールぐらいはできると、少なからずそういうスペースをあのあたりの急な坂があるような場所にはつくってあげないと、若い世代の方はやはり住みづらいと思ってしまうと思うので、ぜひお願いします。

◎平成25年度全国学力・学習状況調査について

最後に、平成25年度全国学力・学習状況調査について伺います。いろいろ結果を見せてもらったのですが、気になった点が何点かあったので伺います。

結果の中で、非常に得点率が低かった、課題となっていた部分が、小学校の国語Bと中学校の国語Aの問題の部分で、どちらも記事にかかわる問題です。記事の読み取りや作成といった部分の問題に非常に課題があったというところで、やはり記事の問題に関しては、近年、正答率が非常に低いのではないかと思います。前にも質問させてもらったことがあるのですが、やはり家庭での新聞購読数が明らかに減っているのではないかと、特に若い30歳代ぐらいの世代だと、どうしてもニュースソースをインターネットから引っ張ってきて、ふだん新聞を読むような癖がもうなくなってしまっているのではないかと思います。その中で、この学力・学習状況調査の中では、本を読んでいるといった質問項目はあったのですが、新聞をふだん読んでいるかというような項目はなかったのです。これに関しては何かしらの形で状況を調査したりはしていたのでしょうか。

○（教育）指導室主幹

新聞を読んでいるかという調査についてですが、平成25年度全国学力・学習状況調査における児童生徒質問紙の内容というのは、実は3種類に分かれておまして、新聞に関する設問が入っている調査を受けた学校が、小学校では8校、中学校では4校ありました。市内全体の数値とはなりませんけれども、参考までに示しますと、「ほぼ毎日読んでいる」「週に1～3回程度読んでいる」と回答した児童・生徒数は、いずれも全国・全道の平均よりも

高い状況になっております。

○成田委員

そうすると、新聞を読んでいるのに、記事がかかわる問題の点数が低いというのは、少し残念だなという部分もある反面、そのような中で、読んでいるのが何の欄なのかというのもいろいろあるとは思うのです。結局、調査の中では、時事への関心が非常に低かったりして、いろいろな部分で新聞の読み方というのはあると思うのです。皆さんも最初に読んだときは、たぶん４こま漫画から見て、その後テレビ欄を見るようになって、それからスポーツ欄で巨人の結果を見ていた、大体そういう形で新聞を見て、そのうち社会面を見たりして、関心がどんどん広がっていったと思うのです。やはり新聞の購読というのが高かったとしても、極端にとっている世帯ととっていないところで分かれていたりするというのが、少なからず新聞の購読者数というのは下がっているというのは、これは全国的にもデータとしては出ているはずなので、やはり新聞をふだんから見るとか、たしなむというような癖を、新聞をとっていらっしゃる世帯とか、そうでない世帯にかかわらず、これはやっていかなければならないような状況なのかなと思うのです。

そこで、学校の中でも、新聞記事を取り上げて、皆さんで議論していただくとか、若しくは皆さんで新聞記事をつくっていただくとか、新聞を作成するとかといったものに関しては、この小学校と中学校の結果を見る限りは、やはり弱いという形で数字として出ていますから、ぜひ取り組んでいただきたいと思いますのですけれども、それについての対応策をお聞かせ願えますか。

○（教育）指導室主幹

新聞の活用というのは、学習指導要領にも取り扱われておりまして、国語の学習において、例えば小学校で言えば、新聞の読み方、それから中学校で言えば、新聞の紙面の構成の特徴を知る学習だとか、そういった意味で、新聞をどう読んでいったらいいのかということも含めた学習は現在進められている状況でございます。また、自分で新聞を書く、例えば運動会や学芸会が終わった後の感想を新聞に書き表すだとか、文化祭での内容を壁新聞に表すだとか、そういう中学校での取組も実際に行われているところでございます。しかしながら、全国学力・学習状況調査の新聞を扱った設問に対する正答率は決して高いものではない状況でもございますので、来年度の市教委主催の研修プログラムに、新聞社と連携した研修講座を開催したいと思っております。今以上に新聞を活用した、特に読解力は本市の課題でもございますので、新聞を活用した研修又は学習が充実するよう、今後も努めてまいりたいと思っております。

○成田委員

高校入試や大学入試も含めて、今、評論文といったものが必ず設問として出されて、こういった部分にふだんから接しているかどうかで、たぶんその読解のスピードなども含めて非常に変わってくると思うので、ぜひ取組をお願いします。

もう一点、算数と数学について伺います。

ここでは、関数やグラフ、図形にかかわる部分の正答率が非常に低かったのです。黒板に書いてもなかなか伝わりにくいというのは非常によくわかるのですけれども、関数というのは、どういう形で関数が成っているのかというのを、平面だけで、ただ書くだけとか、プリントだけで表すというのが非常に難しいと。

あと、正答率が非常に低い問題としては、百分率の問題、濃度の問題などで、パーセントが入ってくると大体一気に下がってくると。500グラムの食塩水、7パーセントの濃度で、食塩が35グラムありますとかというようなものを、これも何か図で表すというのも、子供たちにとっては非常にわかりにくい、教員の絵の描き方一つでも大分変わってしまうというのがあると思うのです。

最近是这样いことが変わってきて、パソコンで表す、若しくは画面を使って表示する、中には電子黒板という話もありますから、特にグラフや図にかかわる部分というのは、積極的に、今後、デジタル機器を用いた授業と

いうのを、若しくは指導方法というのをやはり考えていただきたいと思うのですけれども、それについて伺えますか。

○（教育）総務管理課長

今、成田委員がおっしゃったのと全く同じ考えを教育委員会でも持っておりまして、平成26年度の教育行政執行方針の中でも、学力向上対策としてＩＣＴ機器の導入について触れさせていただいております。26年度予算では、デジタル教材整備費として、操作が簡単で、授業支援の効果が大きいとされます実物投影機を整備することとしまして、持っていない小学校に1台、また10クラス以上の小学校には2台当たるように、プロジェクターとセットで整備することで考えております。

○（教育）指導室主幹

実物投影機の活用について、私からも少し答弁いたします。

委員がおっしゃっているとおり、本市の児童・生徒、特に中学生においては、例えば関数や図形、そういうものに関しての正答率が低いという状況がございます。それは大きな課題でもありますので、今、総務管理課長が言いました実物投影機の活用というのは、今後、多く取り入れていきたいと思います。その内容としては、まず一つは、グラフや図形を示すときに、スクリーンや黒板に大きくそれを映し出せるということ、それからグラフの流れなどを教員が示したものがそのまま大きく映りますので、わかりやすいということ、それから一番いいと思うのは、子供が実際にノートなどに書いたものをその投影機に映すと、それが全員のものになって、そのノートに書いた自分の思考や解き方などを説明しながら、みんなとともに学習できると、そういった意味で学力向上につながれるように、この投影機を十分活用していきたいと思います。しかしながら、教員が使えなければ、この投影機も意味のないものになりますので、研修講座等の開催を通して、教員により広く使用してもらえそうな取組も進めていきたいと思っております。

○成田委員

欠点を補うような取組だと思うので、非常に期待しています。それとともに、たぶん教員も操作できるようになれば負担が減ると思うので、グラフを書く、図を書くというのは非常に時間がかかるものだと思うので、ぜひそういった意味でも、使い方の周知も含めてお願いします。

○委員長

一新小樽の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 5 時14分

再開 午後 5 時33分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

○小貫委員

日本共産党を代表して、議案第37号は否決、議案第41号は可決、陳情第2号ないし第145号、第151号ないし第280号、第283号ないし第289号、第293号ないし第308号、第319号及び第325号ないし第739号は採択を主張して、討論を行います。

最初に、議案第37号小樽市消防手数料条例の一部を改正する条例案については、消費税の引上げを転嫁するものであり、否決を主張します。

次に、議案第41号小樽市非核港湾条例案についてです。

平和首長会議が取り組んできた核兵器禁止条約を求める署名は、アクリルの柱に入れられて国連本部内に展示されています。年々、核廃絶を求める声は広がり、その声に押されて、核保有国は保有に固執しつつも究極的廃絶から段階的アプローチと態度を変えざるを得なくなっています。このように、核兵器をなくしていく最大の力は世論の広がりです。世界で広がる運動と連帯し、核廃絶を求める世論を広げていくためにも、条例案の可決を求めます。

次に、陳情第2号ないし第145号、第151号ないし第280号、第283号ないし第289号、第293号ないし第308号及び第325号ないし第739号についてです。

旧税務署敷地が競売にかけられ、売れてしまいました。教育委員会が市民の声に耳をかさず、購入の検討をしてこなかったことは、市民に対する背信行為です。まだどの法人が何のために購入したかは明らかではありませんが、この土地にプールの建設を求める声は妥当だと言えます。

日本共産党は、昨日の予算特別委員会で、新・市民プール建設の実施設計までを行う予算修正案を提案いたしました。市民との約束である今年度中の実施設計を破ってきた教育委員会は、その反省に立って、早期に建設地を見つけ、建設に踏み出すことです。いずれも願意は妥当です。

次に、陳情第319号についてです。

消費税が増税される動きの中で、家族経営の商店などでは、仕入価格の上昇やコストの上昇などに向き合いながら、一つ一つの経費を節約して働いています。しかし、その働きが正当に認められない条文が、所得税法第56条です。廃止を求める願意は妥当であり、委員各位の賛同をお願いしまして、討論いたします。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第41号について採決いたします。

可決とすることに、賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○委員長

起立少数であります。

よって、否決と決定いたしました。

次に、陳情第2号ないし第145号、第151号ないし第280号、第283号ないし第289号及び第294号ないし第308号について、一括採決いたします。

いずれも継続審査とすることに、賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数であります。

よって、さように決しました。

次に、議案第37号並びに陳情第293号、第319号及び第325号ないし第739号について、一括採決いたします。

議案は可決と、陳情はいずれも継続審査と、それぞれ決定することに、賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数であります。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と、所管事務の調査は継続審査と、それぞれ決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

散会に先立ちまして、この 3 月末日をもって退職される理事者の方がおられますので、御紹介申し上げ、一言ずつ御挨拶をいただきたいと存じます。

(理事者挨拶)

○委員長

ありがとうございました。

それでは、退職なさる皆様におかれましては、長年にわたり市政発展のために尽くしてこられた努力に対して、改めて敬意を表するとともに、委員を代表いたしまして感謝を申し上げる次第でございます。第二の人生におかれましても、健康に十分留意され、ますます御活躍されますことを心から御祈念申し上げます。大変御苦労さまでございました。

本日は、これをもって散会いたします。